第21回 チーム医療推進のための

看護業務検討ワーキンググループ

日時: 平成 24 年 4 月 23 日 (月) 16: 30~18: 30 場所: 厚 生 労 働 省 19 階 専 用 第 23 会 議 室

議事次第

- 1. 開会
- 2. 議題
- (1)特定行為について
- (2) カリキュラムについて
- (3) その他
- 3. 閉会

【配付資料】

座席表

資 料 1: チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループにおける検討

事項の整理

資 料 2-1: 医行為分類の検討(56 行為)(たたき台)

資料 2-2: 医行為分類における留意点(案)

資 料 2-3:特定行為について(基本的な考え方)のイメージ(案)

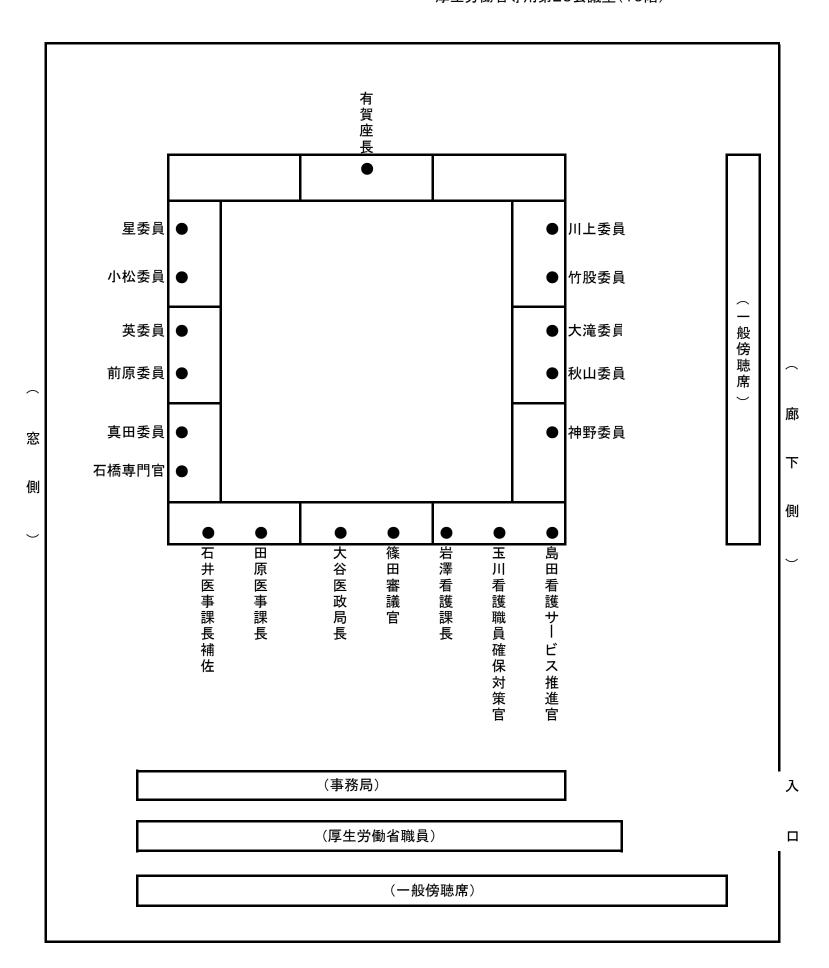
資料3:カリキュラムについて(たたき台)

参 考 資 料 1:医行為の分類について (素案)

参 考 資 料 2:その他医療関係職種の業務等に関する法律による規定

第21回 チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ 配置図

平成24年4月23日(月) 16時30分~18時30分 厚生労働省専用第23会議室(19階)



チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ における検討事項の整理 「資料1

チーム医療の推進に関する検討の経過

チーム医療の推進に関する検討会 (平成21年8月~平成22年3月) ※全11回開催

- チーム医療を推進するため、厚生労働大臣の下に有識者で構成される検討会を開催。
- 日本の実情に即した医師と看護師等との協働・連携のあり方等に ついて検討。 ______

報告書を受けて・・・

チーム医療推進会議 (平成22年5月~)

※平成23年12月までに10回開催

- チーム医療を推進するための方策について
- 〇 チーム医療を推進するための看護師業務の在り方について

チーム医療推進方策検討WG

(平成22年10月~)

※平成23年11月までに9回開催

- チーム医療の取組の指針となる ガイドラインの策定
- 上記ガイドラインを活用したチーム医療の普及・推進のための方策
- 各医療スタッフの業務範囲・役割 について、さらなる見直しを適時検 討するための仕組みの在り方

チーム医療推進のための看護 業務検討WG

(平成22年5月~)

※平成24年3月までに20回開催

- 〇 看護師の業務範囲
- ○「特定の医行為」の範囲
- 〇 特定看護師(仮称)の要件
- 特定看護師(仮称)の養成 課程の認定基準
 - ●看護業務実態調査
 - ●看護師特定能力養成 調査試行事業
 - ●看護師特定行為·業務試行事業

1

チーム医療推進のための看護業務検討 ワーキンググループにおける検討イメージ

検討課題

現行の看護基礎 教育で対応可能であり 看護師の更なる活用が 望まれる業務・行為 医療現場等で 一定のトレーニング を積み重ねた看護師 が実施すべき業務・ 行為

看護師が能力を認証 されるための要件

一定の系統的な教育・研修を受けた看護師が実施すべき業務・ 行為

他職種による 実施が適当な業務 看護師が能力を認証 されるために必要なカリ キュラム等の認定基準

看護業務実態調査(平成22年度)

- 〇現在看護師が行っている医行為の範囲
- 〇将来的に、一般の看護師が実施可能と 想定される医行為の範囲
- 〇将来的に、特定看護師(仮称)が実施すべき 医行為の範囲
- 〇看護師が現在行っている業務の中で、他職 種による実施が適当と考えられる業務

特定看護師(仮称)養成調査試行事業

【コース】

- (A)修士課程 (B)研修課程
- (c)養成課程 情報収集事業

専門的な臨床実践能力を有する看護師の養成に取り組む修士課程、研修課程等に幅広く協力を得て先導的な試行を実施し、カリキュラムの内容や実習の実施状況等に関する情報を収集する。

実践にあたり、能力認証が必要な 特定行為の候補



「特定行為」を修得するためのカリキュラムの在り方

安全に実施するための要件

特定看護師(仮称)業務試行事業 (平成23年度)

医療現場(病院・診療所・訪問看護事業所・介護関係施設等)における業務実施の試行業務実施の安全性を確認し、医師等の現場の医療従事者からの評価を受ける。

看護師特定行為·業務試行事業 (平成24年度)

(平成23年度特定看護師(仮称)業務試行事業 と同様に実施予定)

特定看護師(仮称)養成調査試行事業 (平成23年度)

【コース】

(A) 修士課程 (B) 研修課程

(平成22年度と同様に実施)

看護師特定能力養成 調査試行事業 (平成24年度)

【コース】

(A) 2年課程 (B) 8ヶ月課程

(平成22年度特定看護師(仮称)養成調査試行事業と 同様に実施予定)

医行為分類の検討(56行為)(たたき台)

資料2-1

医行為番号	医行為名	概要	評価	頁	
A:絶対	A:絶対的医行為に分類された項目				
120	局所麻酔(硬膜外・脊髄くも膜下)	スパイナル針を経皮的に椎間から刺入し、硬膜外腔又は脊髄くも膜下腔へ針 先を挿入し麻酔薬を注入する。持続的な麻酔薬投与が必要な場合は、硬膜外 腔にカテーテルを留置する。	Α	44	
B1:特5	定行為(行為の難易度が高いもの)に分	・類された項目			
2	直接動脈穿刺による採血	経皮的に橈骨動脈、上腕動脈、大腿動脈等を穿刺し、動脈血を採取した後、 針を抜き圧迫止血を行う。	B1	2	
18	腹部超音波検査の実施	病歴や身体所見、検体検査の結果等から必要性を判断した患者に対して、腹部超音波検査を実施し、同時に結果の一次的評価へつなげる。	B1	16	
60	経口・経鼻挿管の実施	気道閉塞が認められ確実な気道確保が必要な患者や用手換気や人工呼吸管理が必要な患者に、経口・経鼻挿管を実施する。バック-マスクで十分な換気を行い、喉頭鏡を用いて経口または経鼻より気管チューブを挿入する。挿入後、片肺挿管や食道挿管になっていないことを確認する。		20	
61	経口・経鼻挿管チューブの抜管	気管チューブのカフの空気を抜いて、経口または経鼻より気道内に留置している気管チューブを抜去する。(抜管後に気道狭窄や呼吸状態が悪化した場合は、再挿管を実施する。)	B1	21	
69	褥瘡の壊死組織のデブリードマン	褥瘡部の壊死組織で遊離した、血流のない組織をハサミ、メス、ピンセット等で取り除き、創洗浄、排膿などを行う。出血があった場合は電気凝固メス等による止血処置を行う。	B1	27	
70	電気凝固メスによる止血(褥瘡部)	電気凝固メス(高周波電流)の出力調整を行い、傷口等の出血点を直接又はピンセットで把持して、電気凝固メスを用いて出血点を焼き、止血する。	В1	28	
73	皮下膿瘍の切開・排膿:皮下組織まで	表層(皮下組織まで)の切開を行い、皮下に貯留した膿等を排膿する。	B1	31	
75	表創(非感染創)の縫合:皮下組織まで(手術室外で)	外傷(切創、裂創)等で、皮下組織まで達するが筋層までは達しない非感染創に対して縫合針を用いて縫合を行う。	B1	32	
76	非感染創の縫合:皮下組織から筋層 まで(手術室外で)	外傷(切創、裂創)等で、筋層まで達する非感染創を、筋層から皮下組織の順 に縫合針を用いて縫合する。	B1	33	
79	動脈ラインの確保	経皮的に橈骨動脈から穿刺し、内套針に動脈血の逆流を確認後に針を進め、 最終的に外套のカニューレのみを動脈内に押し進め留置する。(前壁のみを 穿刺する方法の他に動脈貫通法もある。)	B1	35	
82	中心静脈カテーテルの抜去	中心静脈に挿入しているカテーテルの固定糸を抜糸しカテーテルを引き抜き、 全長が抜去されたことを確認し、抜去部分を圧迫止血する。	В1	36	
112	胃ろうチューブ・ボタンの交換	胃ろう造設後一定期間が経過し、ろう孔トラブルや消化器症状等のない患者 の胃ろうチューブ・ボタンの交換を行う。	B1	40	
126	手術時の臓器や手術器械の把持及び 保持(手術の第一・第二助手)	手術中、臓器や器械の把持および保持を行い、手術の進行をサポートする。	B1	45	
137	血液透析・CHDFの操作、管理	血液透析を実施している慢性腎不全患者やCHDFを実施している急性腎不全 患者の血液検査の結果や身体診査所見、循環動態等を評価し、透析条件や 流量の設定変更等を実施する。	B1	53	
	•			•	

1

B2:特定行為(判断の難易度が高いもの)に分類された項目				
4	トリアージのための検体検査の実施 の決定	緊急性や重症度に応じて、診察の優先度を決定するために必要な検体検査 (血液一般及び血清学検査、生化学検査、尿検査等)を患者の病歴や身体所 見等から判断・選択し実施の決定を行うとともに、結果の一次的評価につなげ る。	B2	4
5	トリアージのための検体検査結果の 評価	緊急性や重症度に応じて、診察の優先度を決定するために実施した検体検査 (血液一般及び血清学検査、生化学検査、尿検査等)の結果の一次的評価を 行い、診察の優先度の決定及びさらに追加が必要な検査の判断を行う。	B2	5
8	手術前検査の実施の決定	手術侵襲に伴うリスク評価等の目的または、手術適応の有無、合併症の有無の把握等の目的において、手術前に必要な検査を判断・選択し、実施の決定を行う。	B2	6
9	単純X線撮影の実施の決定	患者の状態把握又は治療効果の判定目的、あるいは患者の処置の緊急性や 重症度の判定目的等で、単純X線撮影の必要性を判断・選択し、医師の指示 の下、実施の決定を行うとともに結果の一次的評価につなげる。	B2	7
11	CT、MRI検査の実施の決定	患者の状態把握又は治療効果の判定目的、あるいは患者の処置の緊急性や 重症度の判定目的等で、CT、MRI検査の必要性を判断・選択し、医師の指示 の下、実施の決定を行うとともに結果の一次的評価につなげる。	B2	9
12	CT、MRI検査の画像評価	患者の状態把握又は治療効果の判定目的、あるいは患者の処置の緊急性や 重症度の判定目的等で実施したCT、MRI検査の結果について、医師の指示の 下に治療の必要性や緊急性等も含めて一次的評価を行う。	B2又は E	10
19	腹部超音波検査の結果の評価	病歴や身体所見、検体検査の結果等から必要性を判断し、腹部超音波検査を 実施した患者について、状態の把握及び治療の緊急性等を含めて結果の一 次的評価を行う。	B2又はE	17
62	人工呼吸器モードの設定・変更の判 断・実施	患者の呼吸不全の原因、重症度、自発呼吸の状態等の身体所見に基づき、 酸素濃度や換気様式、呼吸回数、一回換気量等の設定条件を見直し、人工呼 吸器の補助量の変更を判断し設定する。	B2	22
63	人工呼吸管理下の鎮静管理	人工呼吸器管理下の患者の鎮静薬の投与量を意識レベル等の身体所見を観察しながら調整し、人工呼吸器と患者を同調させ、酸素消費量及び安静を保つ。また、人工呼吸器を装着した集中治療中の患者に対し、睡眠・覚醒のリズムを確保し、鎮静薬の投与を開始する。	B2又はC	23
64	人工呼吸器装着中の患者のウィニン グスケジュール作成と実施	人工呼吸器を装着されている患者が人工呼吸器から離脱できるように、身体診査所見及び検査所見の評価に基づき、徐々に人工呼吸器が補助する度合いを減らせる様な人工呼吸器の設定条件の計画を作成し実施する。	B2	24
66	NPPV開始、中止、モード設定	通常の酸素投与では酸素化が不十分で呼吸不全が解決できない場合、気管 挿管を実施することなく密閉性の高いマスクを装着し非侵襲的に陽圧換気を 開始し、呼吸状態に応じて設定モードの調整や中止の判断を行う。	B2	25
131	血糖値に応じたインスリン投与量の判断	患者の血糖値を確認し、食事摂取量やインスリン・経口剤の服用量、血糖値の変動等に応じて、インスリンの投与量の判断を行う。	B2	47
133	脱水の判断と補正(点滴)	病歴聴取、身体診査所見及び検査所見から脱水の程度を評価し、点滴静脈 内注射により脱水の補正を実施する。	B2	49
178	抗癌剤等の皮下漏出時のステロイド 薬の選択・局所注射の実施	抗癌剤、脂肪乳化剤又は抗けいれん剤等の皮膚漏出時に、漏出した薬剤の種類及び漏出量や範囲に応じて、皮膚や皮下組織に対する組織障害を予測し、解毒に適した副腎皮質ステロイド等を選択・判断し、局所注射(皮下注射)を実施する。	B2	54
186	がんの転移、浸潤に伴う苦痛症状の ための薬剤の選択と評価	がんの転移や浸潤を伴う患者に対し、抗がん剤による治療、がん性疼痛に対する鎮痛剤や麻薬の投与、体動制限等により生じる広範な苦痛症状に対し、身体診査所見及び検査所見等から患者の総合的な評価を行い、予め選択された薬剤から最も患者にとって苦痛症状を取り除く薬剤の投与方法・投与のタイミング等を判断し、使用した薬剤の効果について一次的評価を行う。	B2	55

C:一般の医行為に分類された項目					
1	動脈ラインからの採血	事前に確保されている動脈ラインから、動脈血を採取する。	С	1	
3	動脈ラインの抜去・圧迫止血	すでに確保されている橈骨動脈ライン等の抜去及び抜去部の圧迫止血を行 い、止血を確認する。	С	3	
13	造影剤使用検査時の造影剤の投与	造影検査時に、医師の指示に基づいて造影剤の投与及び投与中の副作用等 の観察を行う。	С	11	
15		患者の排尿状態を評価するために、経腹部的膀胱超音波(膀胱用超音波診断装置)による残尿測定実施の決定を行う。	С	13	
16		患者の排尿状態を評価するために、経腹部的膀胱超音波(膀胱用超音波診断装置)による残尿測定を実施し、結果の一次的評価につなげる。	С	14	
17	腹部超音波検査の実施の決定	患者の病歴や身体所見、検体検査の結果等から腹部超音波検査の必要性を 判断し、目的に合わせた検査の実施の決定を行い、結果の一次的評価へつな げる。	С	15	
28	12誘導心電図検査の実施	不整脈や虚血性変化等の心機能を評価する目的で、12誘導心電図検査を実 施する。	С	18	
56	酸素投与の開始、中止、投与量の調整の判断	マスク又は経鼻カニューレを用いて酸素を投与し、低酸素血症等の改善を図る。患者の呼吸状態を判断・評価し、酸素投与の開始、投与方法の選択、投与量の調整、中止の判断を行う。	С	19	
67	15条号(1) 耒州(1) 米元	排ガスや排便の促進等を目的に、肛門からチューブ等を挿入し、微温湯あるいは薬液注入による浣腸の実施の決定を行う。	С	26	
71	巻爪処置(ニッパー、ワイヤーを用いた処置)	爪の遊離部分を確認し、巻き爪部分をニッパーで切り、皮膚へのくい込みを取り除く。爪の先端部分の両端に注射針等で穴を開け、(超弾性)ワイヤーを通して接着剤で固定し、巻き爪を矯正する。		29	
72	胼胝・鶏眼処置(コーンカッター等を用いた処置)	足底や指等に発生した胼胝および鶏眼を除去するため、コーンカッターを用いて硬化、肥厚、増殖した角質部分を切削する。	С	30	
78	体表面創の抜糸・抜鉤	体表面創の観察をするとともに、医療用ハサミを用いて抜糸、又は抜鉤器を用いて医療用ホッチキスの抜鉤を行う。	С	34	
103	導尿・留置カテーテルの挿入の実施	滅菌カテーテルを外尿道口より挿入し、尿を体外に排出する。一時的に挿入する方法と持続的に留置する方法がある。	С	39	
127		気管切開等の小手術において、手術展開を把握・予測しながら、臓器や器械 の把持および保持を行い、手術の進行をサポートする。	С	46	
132	低血糖時のブドウ糖投与	低血糖症状が疑われる患者に対して、血糖測定を行い、一次的評価と身体診査所見に基づき低血糖であることを判断し、ブドウ糖を経口投与または静脈内注射を実施する。	С	48	
134	末梢血管静脈ルートの確保と輸液剤の投与	主に上肢、下肢等で穿刺部位を選択し、経皮的に静脈血管を穿刺し、留置針を留置、点滴ラインを接続後、あらかじめ選択された輸液剤を投与する。	С	50	
135	心肺停止患者への気道確保、マスク 換気	心肺停止患者に対し、頭部後屈顎先挙上法もしくは下顎挙上法や、口咽頭エアウェイを挿入して気道を確保し、胸骨圧迫を行うとともに、バッグバルブマスク、蘇生バッグ等を用いて用手的換気を行う。	С	51	
136		心電図上で致死的な不整脈を認め、頸動脈の拍動を触知できない患者に対し、電極パドルにペーストを塗布後除細動器のエネルギーレベルを選択し、電極パドルを胸壁にあてて適切なタイミングで放電することにより、心筋に直流電気を通電して正常調律に復帰させる。	С	52	

D:更なる検討が必要とされた項目				
14	IVR時の動脈穿刺、カテーテル挿入・ 抜去の一部実施	IVR施行時に、経皮的に動脈等を穿刺又は介助等を実施するとともにカテーテルの挿入・抜去の一部を実施し、抜去時は穿刺部の圧迫止血を行い、止血を確認する。	D	12
85	腹腔穿刺(一時的なカテーテル挿入を含む)	超音波等で腹直筋の外側の安全な穿刺点を決定しテフロン留置針を垂直に穿刺、留置針に輸液ルート等を連結し腹水を排液する。必要に応じてカテーテルを留置する。排液中及び排液後、身体所見等から出血や呼吸・循環動態の変動がないことを確認する。	D	37
87	胸腔穿刺	超音波等で安全な穿刺点を決定し経皮的にテフロン留置針等を肋骨上縁に挿入し、排液を行う。排液後、留置針を抜去し、消毒するとともに絆創膏を貼付する。排液後は、胸部単純X線で胸水量と気胸の有無の確認を行う。	О	38
E:医行	「為には該当しないと分類された項目			
10	単純X線撮影の画像評価	患者の状態把握又は治療効果の判定目的、あるいは患者の処置の緊急性や 重症度の判定目的等で実施した単純X線撮影の結果について、医師の指示 の下に治療の必要性も含めて一次的評価を行う。	Ш	8
114	安静度・活動や清潔の範囲の決定	患者の病状や治療・検査内容に応じて必要とされる安静・活動の程度とそれに伴う清潔行動の範囲について、治療方針を踏まえて必要時医師に確認・相談しながら判断・決定する。	E	41
115	隔離の開始と解除の判断	感染防止のために、検査結果や身体所見、治療内容等から必要と判断される期間中、治療方針を踏まえて必要に応じて医師に確認・相談後に周囲の環境との接触を避けるために個室へ隔離する。 検査結果や身体所見、治療経過等から隔離の必要性がなくなったと判断した場合に必要に応じて医師に確認・相談し解除を行う。	E	42
116	拘束の開始と解除の判断	身体抑制等を行わないと、患者又は他の患者等が危険にさらされる可能性が著しく高い場合に、一時的かつ最小限に行うことを条件に、治療方針を踏まえ必要に応じて医師に確認・相談し抑制の開始を判断する。また開始後、条件に該当しなくなった場合は直ちに解除の判断を行う。	E	43
196	患者·家族·医療従事者教育	患者の病歴、病態、検査結果、治療方針等から、患者・家族に対して療養生活における注意点等について指導を行う。また、医療従事者に対し、患者の指導方法や、より質の高い医療ケアを提供するための教育を行う。	E	56

行為名:動脈ラインからの採血

行為番号:1

1. 行為の概要

事前に確保されている動脈ラインから、動脈血を採取する。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

○ 病棟のリカバリールーム、ICU(集中治療室)、CCU(冠状動脈疾患管理室)等で、持続的な血行動態の把握又は経時的な血液ガスの分析を目的として動脈ラインが確保されている患者に対して、医師の指示の下、看護師が動脈ラインから動脈血採血を実施する。

3. 現行法令等における位置づけ

○ 臨末検査技研等に関する法律

第二十条の二、臨末検査技術は、保健師助選師看護師法、昭和二十三年法律第二百三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として採血(医師又は歯科医師の具体的な背所を受けて行うものに限る。)及び第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とすることができる。

- 平成22年4月30付け医政発0430第1号 「医療スタッフの協働・連携こよるチーム医療の推進こついて」
- (4) 臨末工学技士2) 動脈経置カテーテルからの採血① 人工呼吸器を操作して呼吸療法を行う場合、血液中のガス濃度のモニターを行うため、動脈の経置カテーテルから採血を行う必要がある。この動脈経置カテーテルからの採血(以下「カテーテル採血」という。)については、人工呼吸器の操作を安全から適切に実施する上で当然で必要となる行為であることを踏まえ、臨末工学技士法第2条第2項の「生命維持管理装置の操作」に含まれるものと解し、臨末工学技士が実施することができる行為として取り扱う。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:63.4% 看護師回答:52.4%

【日本医師会調査】医師回答:35.1% 看護師回答:36.7%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:93.8% 看護師回答:81.9%

【日本医師会調査】医師回答:56.1% 看護師回答:43.5%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【平成22年度)養成調査試行事業】

演習で実施:1課程 臨地実習で実施:2課程

【平成23年度)業務試行事業】1施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:114、115

新人看護職員研修:症状·生体機能管理技術(1)

7. 評価項目 看襲而淺成課程を修了後、新人研 看襲耐特定の領域ごおけ 臨末研修英が研修中に 朝野海施 修を経て自律した実施が可能とな 習得できるレベル 可能なレベシレ る経験及びOJT 等こよる研 ろレベル 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 レベンレ 実施する医行為の内容 実施持期につい 複雑が断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療方針の決定に関 示大容な判断するレジレ 関わるレベシレ 判断の難易度 わるレジレ 為が1対1対応するレジレ 総合評価 一般の医行為C(行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能)

行為名:直接動脈穿刺による採血

行為番号:2

1. 行為の概要

経皮的に橈骨動脈、上腕動脈、大腿動脈等を穿刺し、動脈血を採取した後、針を抜き圧迫止血を行う。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 救急患者等に対して、医師と協働し、全身状態の評価やトリアージの目的で、看護師が動脈採血 プロトコールに基づいて、動脈血採血を実施する。
- 手術前患者の手術侵襲に対する呼吸機能評価等の一環として、医師の指示の下、看護師が手術前 検査プロトコールに基づいて、動脈血ガス分析検査のための動脈血採血を実施する。
- 入院・外来、在宅医療を受けている呼吸器・循環器・代謝性疾患患者の状態把握等の症状管理の 一環として、医師の指示の下、看護師が症状管理プロトコールに基づいて、動脈血ガス分析検査の 実施時期を判断し、動脈血採血を実施する。

3. 現行法令等における位置づけ

○ 臨末検査技研等に関する法律

第二十条の二 臨末検査技師は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として採血(医師又は歯科医師の具体が対告示を受けて行うものに限る。)及び第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とすることができる。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答: 2.0% 看護師回答: 1.7%

【日本医師会調査】医師回答: 4.0% 看護師回答: 4.9%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答: 63.2% 看護師回答: 44.2%

【日本医師会調査】医師回答: 34.6% 看護師回答: 25.2%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施:1課程 臨地実習で実施:3課程

【平成23年度)業務試行事業】5施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:110、114、115

新人看護職員研修: 救命救急処置技術⑥、症状·生体機能管理技術①

7. 評価項目 看雙心養成課些修了後、新人研 臨末研修医が研修中に 朝野海施 看襲耐特定の領域ごおけ 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベシレ 可能なレベジレ るレベル 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 実施する医行為の内容、実施特別につい 複雑が断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に 治療が針の決定に関 て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 示内容を判断するレジレ 関わるレジレ 判断の難易度 為が1対1対応するレベンレ わるレベル 総合評価 特定行為 B1 (行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの)

行為名:動脈ラインの抜去・圧迫止血

行為番号:3

1. 行為の概要

すでに確保されている橈骨動脈ライン等の抜去及び抜去部の圧迫止血を行い、止血を確認する。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

○ 病棟のリカバリールーム、ICU(集中治療室)、CCU(冠状動脈疾患病室)等において、全身状態が 安定し、血圧の持続的な監視や定期的な動脈血ガス分析検査が不要になった患者に対して、医師の 指示の下、看護師が橈骨動脈ライン等の抜去及び抜去部の圧迫止血を行い、止血を確認する。

3. 現行法令等における位置づけ

特に位置づけはなされていない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:33.0% 看護師回答:30.0% 【日本医師会調査】医師回答:23.7% 看護師回答:27.4%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:87.7% 看護師回答:72.9% 【日本医師会調査】医師回答:55.2% 看護師回答:47.2%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調查試行事業】

演習で実施:1課程 臨地実習で実施:3課程

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:110

新人看護職員研修:救命救急処置技術⑥

7. 評価項目 看雙形 淺成課 经修了後、新人研 看襲耐特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝野海施 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベル 可能なレベジレ るレベル 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 レベンレ 実施する医行為の内容、実施特期につい 複雑が断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療方針の決定に関 関かるレジレ 示内容を判断するレジレ 判断の難易度 為が1対1対応するレジレ わるレベル 総合評価 一般の医行為C(行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能)

行為名:トリアージのための検体検査の実施の決定

行為番号:4

1. 行為の概要

緊急性や重症度に応じて、診察の優先度を決定するために必要な検体検査(血液一般及び血清学検査、 生化学検査、尿検査等)を患者の病歴や身体所見等から判断・選択し実施の決定を行うとともに、結 果の一次的評価につなげる。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 救急外来等で受診患者が重なり医師の診察や必要な検査がすぐに行えない場合、又は一般外来等で受診者が集中し、医師の診察まで長時間を要する場合、医師の指示の下、看護師が病歴聴取や身体診査を行い、診察の優先度を決定するために必要な検体検査(血液一般及び血清学検査、生化学検査、尿検査等)を判断・選択及び実施の決定を行うとともに、結果の一次的評価につなげる。
- 発熱等の症状がある在宅患者に対し、看護師が身体診査を行い、受診の緊急性を決定するために 医師の指示の下に検体検査(血液一般及び血清学検査、生化学検査等)を判断・選択及び実施の決 定を行うとともに結果の一次的評価につなげる。

3. 現行法令等における位置づけ

○平成19年12月28付け医政発第1228001号「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進こついて」
2. 役割分担の具体例(3)医師と看護研等の医療関係職との役割分担 3)救急医療等における診療の優先順立の決定
被間・休日救急において、医師の過重労働が指摘されている現状を鑑み、より効率的運用が行われ、患者への迅速な対応を確保するため、休日や被間に診療を求めて救急に来院した場合、事前に、院内において具体がよ対応力針を整備していれば、専門がよ知識および技術をもつ看護職員が、診療の優先順立の判断を行うことで、より適切な医療の提供や、医師の負担を軽減した効率的な診療を行うことが可能となる。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:5.3% 看護師回答:6.1%

【日本医師会調査】医師回答:4.6% 看護師回答:5.0%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:64.0% 看護師回答:58.9%

【日本医師会調査】医師回答:32.5% 看護師回答:32.1%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調查試行事業】

演習で実施:3課程 臨地実習で実施:3課程

【平成23年度)業務試行事業】7施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:113~115

新人看護職員研修:救命救急処置援助①⑦、症状·生体機能管理技術①

7. 評価項目 看雙心淺成顆點修了後, 新人研 看護耐特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝野游施 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベシレ 可能なレベジレ るレベル 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 レベシレ 実施する医行為の内容、実施特期につい 複雑が断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療方針の決定に関 示内容を判断するレベジレ 関わるレベシレ 判断の難易度 為が1対1対応するレベンレ わるレベル 総合評価 特定行為 B2(行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの)

行為名:トリアージのための検体検査の結果の評価

行為番号:5

1. 行為の概要

緊急性や重症度に応じて、診察の優先度を決定するために実施した検体検査(血液一般及び血清学検査、生化学検査、尿検査等)の結果の一次的評価を行い、診察の優先度の決定及びさらに追加が必要な検査の判断を行う。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 救急外来等で受診患者が重なり医師の診察や必要な検査がすぐに行えない場合、又は一般外来等で受診者が集中し、医師の診察まで長時間を要する場合、診察の優先度を決定するために実施した検体検査(血液一般及び血清学検査、生化学検査、尿検査等)の結果について、看護師が身体診査所見及び医師の指示の下一次的評価を行い、診察の優先度の決定及びさらに追加が必要な検査の判断を行う。
- 発熱等の症状がある在宅患者に対し、看護師が身体診査を行い、受診の緊急性を決定するために 実施した検体検査(血液一般及び血清学検査、生化学検査等)の結果について、医師の指示の下一 次的評価を行い、受診の緊急性及びさらに追加が必要な検査の判断を行う。

3. 現行法令等における位置づけ

〇平成19年12月28付け医政発第1228001号「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推断とついて」
2. 役割分担の具体例(3) 医師と看護師等の医療関係職との役割分担 3) 救急医療等における診療の優先順立の決定
夜間・休日救急において、医師の過重労働が指摘されている現状を鑑み、より効率的運用が行われ、患者への迅速な対応を確保するため、休日や夜間に診療を求めて救急に来院した場合、事前に、院内において具体がな対応方針を整備していれば、専門がな知識および技術をもつ看護職員が、診療の優先順立の判断を行うことで、より適切な医療の提供や、医師の負担を軽減した効率的な診療を行うことが可能となる。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:3.6% 看護師回答:4.2% 【日本医師会調査】医師回答:2.2% 看護師回答:3.0%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:41.8% 看護師回答:36.9% 【日本医師会調査】医師回答:20.5% 看護師回答:19.2%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施:3課程 臨地実習で実施:3課程

【平成23年度)業務試行事業】7施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:113~115

新人看護職員研修:症状・生体機能管理技術①

7. 評価項目 看襲形 诸成果经修了後、新人研 朝医沙漠施 看護耐特定の領域ごおけ 臨末研修英が研修中に 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベシレ 可能なレベジレ 行為の難易度 るレベル 修を経て実施が可能となる レベンレ 実施する医疗為の内容、実施特別につい 複雑な判断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療方針の決定に関 示内容を判断するレベンレ 関わるレジレ 判断の難易度 為が1対1対応するレベル わるレベル 特定行為 B2 (行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの) 総合評価

行為名:手術前検査の実施の決定

行為番号:8

1. 行為の概要

手術侵襲に伴うリスク評価等の目的または、手術適応の有無、合併症の有無の把握等の目的において、手術前に必要な検査を判断・選択し、実施の決定を行う。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

○ 手術予定患者(入院・外来)に対して、医師の指示の下に、看護師が身体診査所見及び手術前検査プロトコールに基づいて、一般的に必要な検査(血液検査、生理学的検査、レントゲン検査等)、及び結果の一次的評価からさらに必要とされる検査、患者の病態に応じて必要な検査、患者の合併症・既往症に応じて必要な検査等の必要性を判断・選択し、実施の決定を行う。

3. 現行法令等における位置づけ

特に位置づけはなされていない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:3.5% 看護師回答:3.8%

【日本医師会調査】医師回答:3.1% 看護師回答:5.7%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:51.6% 看護師回答:42.4%

【日本医師会調査】医師回答:21.8% 看護師回答:23.6%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施:0課程 臨地実習で実施:3課程

【平成23年度)業務試行事業】2施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:114、115

新人看護職員研修: 症状·生体機能管理技術(1)

7. 評価項目 看雙心養成果整修了後、新人研 臨末研修医が研修中に 朝野海施 看襲耐特定の領域ごおけ 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベシレ 可能なレベジレ るレベル 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 実施する医行為の内容、実施特別につい 複雑が断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に 治療が針の決定に関 て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 示内容を判断するレジレ 関わるレベシレ 判断の難易度 為が1対1対応するレベンレ わるレベル 総合評価 特定行為 B2(行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの)

行為名:単純 X 線撮影の実施の決定

行為番号:9

1. 行為の概要

患者の状態把握又は治療効果の判定目的、あるいは患者の処置の緊急性や重症度の判定目的等で、単 純X線撮影の必要性を判断・選択し、医師の指示の下、実施の決定を行うとともに結果の一次的評価 につなげる。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 全身麻酔による手術の数日後、著明な腹部緊満及び腹鳴微弱である患者に対して、看護師が患者の経 過、身体所見等に応じて、単純X線撮影の必要性を判断・選択し、医師の指示の下、実施の決定を行う とともに結果の一次的評価につなげる。
- 自然気胸で胸腔ドレーンが挿入され、抜去目的でドレーンクランプ中の患者に対して、看護師が患者 の経過、身体所見等に応じて、単純X線撮影の必要性を判断・選択し、医師の指示の下、実施の決定を 行うとともに結果の一次的評価につなげる。
- 誤嚥性肺炎の疑われる在宅患者に対して、看護師が患者の経過、身体所見等に応じて、単純X線 撮影の必要性を判断・選択し、医師の指示の下、実施の決定を行うとともに、結果の一次的評価に つなげる。

3. 現行法令における位置づけ

特に位置づけはなされていない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

→現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:2.8% 看護師回答:3.2% 【日本医師会調査】医師回答:2.4% 看護師回答: 4.5%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:55.5% 看護師回答:53.2% 【日本医師会調査】医師回答:25.4% 看護師回答: 32.5%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施:5課程 臨地実習で実施:5課程

【平成23年度)業務試行事業】13施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:114、115

新人看護職員研修:症状·生体機能管理技術①、⑧

フ 証価項目

7. 計価項目				
行為の難易度	看襲心 強力課金修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベシレ	看護師が特定の領域における経験及びOJT 等こよる研修を経て実施が可能となる	臨村州多安が研修中に 習得できるレベル	専門医が実施可能なレベル
	-		+	
判断の難易度	実施する医行為の材容、実施時期でか て多少の判断が半うが、指示内容と医行 為が1対1対応するレッレ	複合的が要素を制度して指	診療内容の決定に 関わるレベシレ	複雑な判断を要する 治療方針の決定に関 わるレジル
	<u> </u>		\bigcirc \bot	l
総合評価	特定行為 B2(行為を実施	面するタイミング等につ	ついて判断の難易度	が高いもの)

行為名:単純 X 線撮影の画像評価

行為番号:10

1. 行為の概要

患者の状態把握又は治療効果の判定目的、あるいは患者の処置の緊急性や重症度の判定目的等で実施した 単純X線撮影の結果について、医師の指示の下に治療の必要性も含めて一次的評価を行う。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 全身麻酔による手術の数日後、著明な腹部緊満及び腹鳴微弱である患者に対して、状態把握の目的で 実施した単純 X 線撮影の結果について、医師の指示の下、看護師が身体診査所見及び治療の必要性や緊 急性等を含めた一次的評価を行う。
- 自然気胸で胸腔ドレーンが挿入され、抜管目的でドレーンクランプ中の患者に対して、状態把握又は 治療効果の判定目的で実施した単純X線撮影の結果について、医師の指示の下、看護師が身体診査所見 とあわせて抜管の適否等も含めた一次的評価を行う。
- 誤嚥性肺炎の疑われる在宅患者に対して、状態把握の目的で実施した単純 X 線撮影の結果について、 医師の指示の下、看護師が身体診査所見とあわせて治療の必要性等も含めた一次的評価を行う。

3. 現行法令における位置づけ

医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について (平成22年4月30日)(医政発0430第1号)

2. 各医療スタッフが実施することができる業務の具体例 (5) 診療機関師

近年、医療技術の進展こより、悪性腫瘍の放射線治療や画像検査等が一般的なものになるなど、放射線治療・検査・管理や画像検査等に関する業務が増大する中、当該業務の専門家として医療現場において果たし得る役割は大きなものとなっている。

以下ご掲げる業務こっいては、現行制度の下ごおいて診療が外線規制が実施することができることから、診療が外線技術を積極的ご活用することが望まれる。
① 画家参照ごおける誘髪の補助を行うこと。 ② が外線検査等ご関する説明・相談を行うこと。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:1.4% 看護師回答:1.8%

【日本医師会調査】医師回答:0.4% 看護師回答:0.6%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:23.6% 看護師回答:22.1% 【日本医師会調査】医師回答:5.5% 看護師回答:7.7%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【平成22年度)養成調査試行事業】

演習で実施:8課程 臨地実習で実施:8課程

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:114、115

新人看護職員研修:症状·生体機能管理技術①、⑧

7. 評価項目 看雙形淺成顆點修了後、新人研 看襲耐特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝安沙津施 習得できるレベシレ 可能なレベシレ 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 るレベル 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 レベル 実施する医疗流の内容、実施特別につい 複雑な判断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多りの判断が出うが、指示内容と医行 治療が針の決定に関 示内容を判断するレジレ 関わるレジレ 判断の難易度 為が1対1対応するレベル わるレベル 総合評価 E(医行為に該当しない)

行為名:CT、MRI 検査の実施の決定

行為番号:11

1. 行為の概要

患者の状態把握又は治療効果の判定目的、あるいは患者の処置の緊急性や重症度の判定目的等で、CT、MRI 検査の必要性を判断・選択し、医師の指示の下、実施の決定を行うとともに結果の一次的評価につなげる。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 転倒後に意識混濁がみられる救急患者に対して、看護師が患者の身体所見等に応じて、頭部 CT 検査の必要性を判断・選択し、医師の指示の下、実施の決定を行うとともに結果の一次的評価につなげる。
- 開腹手術で挿入した腹腔ドレーンから血性の排液が持続している患者に対して、看護師が術後経過、身体診査所見等に応じて、腹部 CT 検査の必要性を判断・選択し、医師の指示の下、実施の決定を行うとともに結果の一次的評価につなげる。
- 脳卒中疑いで頭部 CT 検査を実施中、出血が確認できない患者に対して、看護師が患者の経過、身体所見等に応じて、頭部 MRI 検査への移行の必要性を判断・選択し、医師の指示の下、実施の決定を行うとともに結果の一次的評価につなげる。

3. 現行法令における位置づけ

特に位置づけはなされていない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:1.5% 看護師回答:1.9%

【日本医師会調査】医師回答:1.0% 看護師回答:1.7%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:34.0% 看護師回答:30.3%

【日本医師会調査】医師回答:15.9% 看護師回答:19.5%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施:2課程 臨地実習で実施:5課程

【平成23年度)業務試行事業】9施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:70、109、114、115

新人看護職員研修:救命救急処置援助①、症状·生体機能管理技術①

7. 評価項目 看襲耐養成顆蛙修了後、新人研 看襲耐特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝野海施 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベル 可能なレベジレ るレベル 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 レベンレ 実施する医行為の内容、実施特期につい 複雑が断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療方針の決定に関 関かるレベジレ 示内容を判断するレベジレ 判断の難易度 為が1対1対応するレジレ わるレベル 特定行為 B2 (行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの) 総合評価

行為名:CT、MRI 検査の画像評価

1. 行為の概要

患者の状態把握又は治療効果の判定目的、あるいは患者の処置の緊急性や重症度の判定目的等で実施した CT、MRI 検査の結果について、医師の指示の下に治療の必要性や緊急性等も含めて一次的評価を行う。

行為番号:12

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 転倒後に意識混濁がみられる救急患者に実施した頭部 CT 検査の結果について、看護師が身体所 見とあわせて、医師の指示の下、状態を把握するとともに治療の必要性等も含めて一次的評価を行 う。
- 開腹手術で挿入した腹腔ドレーンから血性の排液が持続している患者に実施した腹部 CT 検査の 結果について、看護師が身体診査所見とあわせて一次的評価を行い、医師の指示の下、状態を把握 するとともに治療の必要性等の判断を行う。
- 脳卒中疑いの患者に実施した頭部 CT 検査及び頭部 MRI 検査の結果について、看護師が身体診査 所見とあわせて、医師の指示の下、状態を把握するとともに治療の必要性や緊急性等も含めて一次 的評価を行う。

3. 現行法令における位置づけ

特に位置づけはなされていない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:0.7% 看護師回答:0.8%

【日本医師会調査】医師回答:0.3% 看護師回答:0.5%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:12.9% 看護師回答:11.0% 【日本医師会調査】医師回答:3.6% 看護師回答:4.1%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施:4課程 臨地実習で実施:7課程

【平成23年度)業務試行事業】7施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:103、104、109、111~115、121

新人看護職員研修:救命救急処置援助①⑦、症状·生体機能管理技術①②

7. 評価項目 看雙心養成課等。修了後、新人研 臨末研修医が研修中に 朝医沙漠施 看 動 が特 定 の 領 或 こ は け 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベシレ 可能なレベル るレベル 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 レベル 実施する医行為の内容、実施時期につい 複雑が判断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療が針の決定に関 示内容を判断するレベンレ 関わるレジレ 判断の難易度 為が1対1対応するレジレ わるレベル +特定行為 B2(行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの) 又は E 総合評価 (医行為に該当しない)

行為名:造影剤使用検査時の造影剤の投与

行為番号:13

1. 行為の概要

造影検査時に、医師の指示に基づいて造影剤の投与及び投与中の副作用等の観察を行う。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 排泄性尿路造影時に、医師の指示の下、看護師が末梢血管静脈ルートを確保し、造影剤の点滴注 射を行うと共に投与中の副作用等の観察を行う。
- 血管造影時に、すでに確保されている血管造影カテーテルの閉塞等の有無、刺入部等の状態を確認後、看護師が医師の指示に基づいて造影剤の投与を行うと共に、投与中の副作用等の観察を行う。

3. 現行法令における位置づけ

看護師等による静脈注射の実施について(平成 14 年 9 月 30 日)(医政発第 0930002 号) 医師又は歯科医師の指示の下に保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護師等」という。)が 行う静脈注射は、保健師助産師看護師法第 5 条に規定する診療の補助行為の範疇として取り扱うもの とする。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:31.6% 看護師回答:34.2% 【日本医師会調査】医師回答:49.6% 看護師回答:56.2%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:81.4% 看護師回答:59.6% 【日本医師会調査】医師回答:53.8% 看護師回答:46.1%

5. **試行事業における実施状況** ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調查試行事業】

演習で実施:0課程 臨地実習で実施:3課程

【平成23年度)業務試行事業】0施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:81、95、96、114、115

新人看護職員研修:与薬の技術③、救命救急処置技術⑥、症状・生体機能管理技術①

7. 評価項目 看實而養成課程を修了後、新人研 看襲耐特定の領域ごおけ 臨末研修英が研修中に 朝野海施 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベシレ 可能なレベジレ 行為の難易度 るレベル 修を経て実施が可能となる 実施する医行為の内容、実施・耕取こつい 複雑が断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療方針の決定に関 示内容を判断するレベジレ 関わるレベシレ 判断の難易度 為が1対1対応するレジレ わるレベル 総合評価 一般の医行為C(行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能)

行為名: IVR 時の動脈穿刺、カテーテル挿入・抜去の一部 | 行為番号: 14

1. 行為の概要

IVR 施行時に、経皮的に動脈等を穿刺又は介助等を実施するとともにカテーテルの挿入・抜去の一部を実施し、抜去時は穿刺部の圧迫止血を行い、止血を確認する。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

○ 心臓カテーテル検査を実施する際に、医師の指示の下、看護師が医師の大腿動脈穿刺等の介助すると共にカテーテルの挿入・抜去の一部を実施し、抜去時は穿刺部の圧迫止血を行い、止血を確認する。

3. 現行法令における位置づけ

特に位置づけはなされていない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:1.9% 看護師回答:0.6%

【日本医師会調査】医師回答:2.2% 看護師回答:1.6%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:39.9% 看護師回答:17.4% 【日本医師会調査】医師回答:17.0% 看護師回答:9.2%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施:0課程 臨地実習で実施:1課程

【平成23年度)業務試行事業】0施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:70、110、114、115、124、129

新人看護職員研修:救命救急処置技術⑥、感染予防技術③

7. 評価項目 看雙心養成果墊修了後、新人研 看襲動特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝野游 習得できるレベル 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 可能なレベル 行為の難易度 るレベル 修を経て実施が可能となる レベンレ 実施する医行為の内容、実施特期につい 複雑が断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療方針の決定に関 示か容を判断するレベシレ 関わるレベシレ 判断の難易度 為が1対1対応するレベンレ わるレベル D (更に検討が必要) 総合評価

行為名:経腹部的膀胱超音波検査(残尿測定目的)の実施 の決定

行為番号:15

1. 行為の概要

患者の排尿状態を評価するために、経腹部的膀胱超音波(膀胱用超音波診断装置)による残尿測定実施の決定を行う。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

○ 排尿障害を訴えている患者に対して、医師の指示の下、看護師が経腹部的膀胱超音波(膀胱用超音波診断装置)による残尿測定の実施の決定を行う。

3. 現行法令等における位置づけ

○診療放射線技師法施行令

第十七条 法第二十四条の二の政令で定める装置は、次に掲げる装置とする。

二 超音波談響装置

○臨床検査技師等に関する法律施行規則

第一条 臨末検査技師等に関する法律(以下、「法」という。)第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。 十一 超音波検査

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:8.2% 看護師回答:10.4% 【日本医師会調査】医師回答:4.5% 看護師回答:7.2%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:60.7% 看護師回答:51.5% 【日本医師会調査】医師回答:30.0% 看護師回答:28.0%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施:0課程 臨地実習で実施:2課程

【平成23年度)業務試行事業】1施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:114~115

新人看護職員研修:症状·生体機能管理技術①

7. 評価項目 看雙心養成果全修了後 新人研 看襲が特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝医消滅 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベシレ 可能なレベシレ 行為の難易度 るレベル 修を経て実施が可能となる レベンレ 実施する医行為の内容、実施・耕取こつい 複雑が断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療方針の決定に関 示か容を判断するレベシレ 関わるレジレ 判断の難易度 為が1対1対応するレベシレ わるレベル 一般の医行為C(行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能) 総合評価

行為名:経腹部的膀胱超音波検査(残尿測定目的)の実施 / 行為番号:16

1. 行為の概要

患者の排尿状態を評価するために、経腹部的膀胱超音波(膀胱用超音波診断装置)による残尿測定を 実施し、結果の一次的評価につなげる。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

○ 排尿障害を訴えている患者に対して、医師の指示の下、看護師が経腹部的膀胱超音波(膀胱用超音波診断装置)による残尿測定を実施し、結果の一次的評価につなげる。

3. 現行法令等における位置づけ

○診療が射線技師法施行令

第十七条 法第二十四条の二の政令で定める装置は、次に掲げる装置とする。

二超音波診断装置

○臨末検査技師等に関する法律施行規則

第一条 臨末検査技師等に関する法律 (以下、「法」という。) 第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。

十一 超音波検査

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:10.9% 看護師回答:14.6% 【日本医師会調査】医師回答:8.3% 看護師回答:10.6%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:68.4% 看護師回答:53.9% 【日本医師会調査】医師回答:39.7% 看護師回答:32.1%

5. **試行事業における実施状況** ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

演習で実施:1課程 臨地実習で実施:1課程

【平成23年度)業務試行事業】0施設

6. **看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目** ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:114~115

新人看護職員研修:なし

7. 評価項目 看雙形淺成課程を修了後、新人研 看襲耐特定の領域ごおけ 臨末研修をが研修中に 朝野海施 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOTT 等こよる研 習得できるレベル 可能なレベシレ るレベル 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 レベンレ 実施する医行為の内容、実施特期につい 複雑が断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療方針の決定に関 関かるレジレ 示内容を判断するレジレ 判断の難易度 為が1対1対応するレジレ わるレベル 一般の医行為C(行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能) 総合評価

行為名:腹部超音波検査の実施の決定

|行為番号:17

1. 行為の概要

患者の病歴や身体所見、検体検査の結果等から腹部超音波検査の必要性を判断し、目的に合わせた検査の実施の決定を行い、結果の一次的評価へつなげる。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 身体所見等から胆石が疑われる患者に対して、医師の指示の下、看護師が腹部超音波検査の実施 の決定・実施を行い、結果の一次的評価へつなげる。
- 腹水の増加による苦痛症状が疑われる在宅患者に対して、医師の指示の下、看護師が腹部超音波 検査の実施の決定・実施を行い、結果の一次的評価へつなげる。
- 血液検査所見から脂肪肝が疑われる外来患者に対して、医師の指示の下、看護師が腹部超音波検 査の実施の決定を行い、結果の一次的評価へつなげる。

3. 現行法令等における位置づけ

○診療が射線技師法施行令

第十七条 法第二十四条の二の政令で定める装置は、次に掲げる装置とする。

二 超音波跳装置

○臨床検査技師等に関する法律施行規則

第一条 臨末検査技師等に関する法律(以下、「法」という。)第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。 十一 超音波検査

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:1.1% 看護師回答:1.4%

【日本医師会調査】医師回答:0.9% 看護師回答:1.3%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答: 42.9% 看護師回答: 34.3% 【日本医師会調査】医師回答: 17.9% 看護師回答: 19.3%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施:2課程 臨地実習で実施:2課程

【平成23年度)業務試行事業】6施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:114~115

新人看護職員研修:症状・生体機能管理技術①

7. 評価項目 看雙於邊域無轻修了後、新人研 看襲耐特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝野游施 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベシレ 可能なレベンレ るレベル 修み経て実施が可能となる 行為の難易度 レベル 実施する医行為の内容 実施特別につい 複雑が判断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療方針の決定に関 示内容を判断するレジレ 関わるレベシレ 判断の難易度 為が1対1対応するレジレ わるレベル +般の医行為C(行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能) 総合評価

行為名:腹部超音波検査の実施

行為番号:18

1. 行為の概要

病歴や身体所見、検体検査の結果等から必要性を判断した患者に対して、腹部超音波検査を実施し、 同時に結果の一次的評価へつなげる。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 身体所見等から胆石が疑われる患者に対して、医師の指示の下、看護師が腹部超音波検査を実施 し、同時に結果の一次的評価へつなげる。
- 腹水の増加による苦痛症状が疑われる在宅患者に対して、医師の指示の下、看護師が腹部超音波 検査を実施し、同時に結果の一次的評価へつなげる。

3. 現行法令等における位置づけ

()診療放射線技師法施行令

第十七条 法第二十四条の二の政令で定める装置は、次に掲げる装置とする。

二 超音波跳煤置

○臨末検査技師等に関する法律施行規則

第一条 臨末検査技師等に関する法律(以下、「法」という。)第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。 十一 超音波検査

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:0.3% 看護師回答:0.4%

【日本医師会調査】医師回答:0.5% 看護師回答:0.4%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:51.0% 看護師回答:35.0%

【日本医師会調査】医師回答:29.9% 看護師回答:24.5%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施:2課程 臨地実習で実施:2課程

【平成23年度)業務試行事業】3施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:114~115

新人看護職員研修:症状·生体機能管理技術①

7. 評価項目 看實形達成課金修了後、新人研 臨末研修医が研修中に 朝医沙漠施 看襲耐特定の領域ごおけ 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOTT 等こよる研 習得できるレベル 可能なレベシレ 行為の難易度 るレベル 修を経て実施が可能となる レベンレ 実施する医行為の内容、実施特別につい 複雑が当断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療が針の決定に関 示内容を判断するレベンレ 関わるレベシレ 判断の難易度 為が1対1対応するレベル わるレベル 総合評価 特定行為 B1 (行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの)

行為名:腹部超音波検査の結果の評価

行為番号:19

1. 行為の概要

病歴や身体所見、検体検査の結果等から必要性を判断し、腹部超音波検査を実施した患者について、 状態の把握及び治療の緊急性等を含めて結果の一次的評価を行う。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 身体所見等から胆石が疑われる入院患者に対して、医師の指示の下、看護師が実施した腹部超音 波検査の一次的評価を行い、状態の把握及び治療の緊急性等の判断を行う。
- 腹水の増加による苦痛症状が疑われる在宅患者に対して、医師の指示の下、看護師が実施した腹 部超音波検査の一次的評価を行い、状態の把握及び治療の必要性等の判断を行う。
- 血液検査所見から脂肪肝が疑われる外来患者に対して、医師の指示の下実施した腹部超音波検査 の一次的評価を行い、状態の把握及び治療の必要性等の判断を行う。

3. 現行法令等における位置づけ

○診療放射線技師法施行令

第十七条 法第二十四条の二の政令で定める装置は、次に掲げる装置とする。

二、超音波診断装置

○臨末検査技師等に関する法律施行規則

第一条 臨末検査技師等に関する法律 (以下、「法」という。) 第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。

十一 超音波検査

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:0.2% 看護師回答:0.4%

【日本医師会調査】医師回答:0.3% 看護師回答:0.4%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:24.8% 看護師回答:13.2% 【日本医師会調査】医師回答:8.4% 看護師回答:6.8%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施:4課程 臨地実習で実施:2課程

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:114~115

新人看護職員研修:症状·生体機能管理技術①

7. 評価項目 看雙心淺成顆點修了後, 新人研 看護耐特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝野海 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベル 可能なレベジレ 修を経て実施が可能となる ろレベル 行為の難易度 レベル 実施する医行為の内容、実施特期につい 複雑が当断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に 治療が針の決定に関 て多少の判断が伴うが、指示内容と医行 示か容を判断するレベジレ 関わるレベシレ 判断の難易度 為が1対1対応するレベシレ わるレベル 特定行為 B2(行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの)又は 総合評価 E(医行為に該当しない)

行為名:12誘導心電図検査の実施

行為番号:28

1. 行為の概要

不整脈や虚血性変化等の心機能を評価する目的で、12誘導心電図検査を実施する。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

○ 胸痛・胸部不快感を訴える患者に対して、医師の指示の下に、12誘導心電図検査を実施する。

3. 現行法令等における位置づけ

- 臨床検査技研等に関する法律施行規則
- 第一条 臨末検査技師等に関する法律(以下、「法」という。)第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。
- 一 心電図検査(体表誘導によるものに限る。)

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:63.0% 看護師回答:66.7%

【日本医師会調査】医師回答:66.1% 看護師回答:74.9%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:95.3% 看護師回答:93.6%

【日本医師会調査】医師回答:83.7% 看護師回答:88.6%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施:2課程 臨地実習で実施:4課程

【平成23年度)業務試行事業】7施設

6. **看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目**※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:70、114

新人看護職員研修:症状·生体機能管理技術①⑦

7. 評価項目 看雙形 養成課 经修了後、新人研 看襲形特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝野海施 習得できるレベル 可能なレベッレ 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 ろレベル 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 レベンレ 実施する医行為の内容、実施特別につい 複雑な判断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療が針の決定に関 示内容を判断するレベジレ 関わるレベジレ 判断の難易度 為が1対1対応するレベル わるレベル 一般の医行為C(行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能) 総合評価

行為名:酸素投与の開始、中止、投与量の調整の判断

行為番号:56

1. 行為の概要

マスク又は経鼻カニューレを用いて酸素を投与し、低酸素血症等の改善を図る。患者の呼吸状態を判断・評価し、酸素投与の開始、投与方法の選択、投与量の調整、中止の判断を行う。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 手術後の患者に対して、医師の指示の下に、看護師が酸素投与プロトコールに基づいて、身体診査所見及び 検査所見の一次的評価(動脈血酸素飽和度、血液ガス分析、胸部単純 X 線写真等)に応じて、酸素投与量の調 整及び酸素投与中止の判断を行う。
- 急性呼吸困難を呈した救急患者等に対して、医師の指示の下に、看護師が酸素投与(急性呼吸困難)プロトコールに基づいて、身体診査所見及び検査所見の一次的評価(経皮動脈血酸素飽和度、血液ガス分析、胸部単純 X線写真等)に応じて、酸素投与の開始、投与方法の選択、投与量の調整、酸素投与の中止の判断を行う。
- 在宅において、身体診査所見等から呼吸状態の悪化を認めた患者に対し、医師の指示の下、看護師が酸素投与プロトコールに基づいて酸素投与量の調整の判断を行い、医師の診察へつなぐ。

3. 現行法令等における位置づけ

特に位置づけはなされていない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:37.3% 看護師回答:48.5%

【日本医師会調査】医師回答:22.1% 看護師回答:33.8%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:76.9% 看護師回答:83.6% 【日本医師会調査】医師回答:41.8% 看護師回答:50.5%

5. **試行事業における実施状況** ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

演習で実施:6課程 臨地実習で実施:4課程

【平成23年度)業務試行事業】6施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:56、60、65、67

新人看護職員研修:呼吸・循環を整える技術①、症状・生体機能管理技術①⑧

7. 評価項目 看雙形淺域顆點修了後、新人研 臨末研修医が研修中に 朝野游施 看襲形特定の領域ごおけ 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベシレ 可能なレベジレ るレベル 行為の難易度 修を経て実施が可能となる レベンレ 実施する医行為の内容、実施特期につい 複雑な判断を要する 診療内容の決定に 複合的な要素を勘案して指 て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療方針の決定に関 示内容を判断するレベンレ 関わるレベジレ 判断の難易度 為が1対1対応するレジレ わるレベル 総合評価 一般の医行為C(行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能)

行為名:経口・経鼻挿管の実施

行為番号:60

1. 行為の概要

気道閉塞が認められ確実な気道確保が必要な患者や用手換気や人工呼吸管理が必要な患者に、経口・ 経鼻挿管を実施する。バック-マスクで十分な換気を行い、喉頭鏡を用いて経口または経鼻より気管チューブを挿入する。挿入後、片肺挿管や食道挿管になっていないことを確認する。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 呼吸状態の増悪により非侵襲的な呼吸管理が困難な患者に対して、医師の指示の下、看護師がプロトコールに基づき、実施の必要性やタイミングを判断し、経口・経鼻挿管を実施する。
- 救命救急センターにおいて、医師と協働して重症者の処置を行うに当たり、気道確保の必要な患者に対して経口・経鼻挿管を実施する。

3. 現行法令等における位置づけ

○ 救急救命上法施行規則

第二十一条 注第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置は、重度傷病者(その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険は状態にある傷病者をいう。以下次条において同じ。)のうち、心肺機能停止状態の患者に対するものであって、次に掲げるものとする。

- 二 厚生労働大臣の指定する器具による気道解果
- 救急救命土法施行規則第二十一条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する器具(厚生労働省告示)

救急救命士法施行規則(平成三年厚生省令第四十四号)第二十一条第三号の規定に基づき、厚生大臣の指定する薬剤を次のとおり定める。

食道界鎖式エアウェイ、ラリンゲアルマスク及び気管内チューブ

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:6.1% 看護師回答:4.1%

【日本医師会調査】医師回答:10.2% 看護師回答:7.6%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:43.9% 看護師回答:39.7%

【日本医師会調査】医師回答:31.9% 看護師回答:32.8%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【平成22年度)養成調査試行事業】

演習で実施:1課程 臨地実習で実施:1課程

【平成23年度)業務試行事業】5施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:68、70、105、106、114、115

新人看護職員研修:呼吸・循環を整える技術⑥、救命救急処置技術②③⑤

7. 評価項目 看雙形淺成顆點修了後、新人研 看襲耐特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝野海施 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベシレ 可能なレベジレ るレベル 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 実施する医行為の内容 実施持期につい 複雑が断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療方針の決定に関 示大容な判断するレジレ 関わるレベシレ 判断の難易度 為が1対1対応するレジレ わるレベル 総合評価 特定行為 B1 (行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの)

行為名:経口・経鼻挿管チューブの抜管

行為番号:61

1. 行為の概要

気管チューブのカフの空気を抜いて、経口または経鼻より気道内に留置している気管チューブを抜去する。(抜管後に気道狭窄や呼吸状態が悪化した場合は、再挿管を実施する。)

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

○ 病棟や ICU (集中治療室) において、気管挿管されている患者の身体診査所見及び検査所見の評価を行い、気道浮腫や呼吸状態の改善を確認し、医師の指示の下に看護師がプロトコールに基づき経口・経鼻挿管チューブの抜管を実施する。

3. 現行法令等における位置づけ

- () 救急救命上法施行規則
- 第二十一条 法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置は、重度傷病者(その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が治険な状態にある傷病者をいう。以下次条において同じ。)のうち、心肺機能停止状態の患者に対するものであって、次に掲げるものとする。
- 二 厚生労働大臣の指定する器具による気道確保
- 救急救命士法施行規則第二十一条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する器具 (厚生労働省告示)
- 救急救命上法施行規則 (平成三年厚生省令第四十四号) 第二十一条第三号の規定に基づき、厚生大臣の指定する薬剤を次のとおり定める。 食道界鎖式エアウェイ、ラリンゲアルマスク及び気管内チューブ

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:10.9% 看護師回答:6.0%

【日本医師会調査】医師回答:16.0% 看護師回答:12.8%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:59.0% 看護師回答:54.5%

【日本医師会調査】医師回答:51.6% 看護師回答:48.4%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施:0課程 臨地実習で実施:0課程

【平成23年度)業務試行事業】0施設

6. **看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目**※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:68、70、105、106、109、114、115

新人看護職員研修:呼吸・循環を整える技術⑥、救命救急処置技術②③⑤

7. 評価項目 看雙心 養成無经修了後、新人研 看護耐特定の領域におけ 臨末研修医が研修中に 朝野海 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOTT 等による研 習得できるレベシレ 可能なレベジレ 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 るレベル レベンレ 実施する医疗流の内容、実施特別につい 複雑な判断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多りの判断が出うが、指示内容と医行 治療が針の決定に関 判断の難易度 示内容を判断するレベシレ 関わるレベシレ 為が1対1対応するレジレ わるレベル 総合評価 B1 (行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの)

行為名: 人工呼吸器モードの設定・変更の判断・実施 │ 行為番号:62

1. 行為の概要

患者の呼吸不全の原因、重症度、自発呼吸の状態等の身体所見に基づき、酸素濃度や換気様式、呼吸回数、一回換気量等の設定条件を見直し、人工呼吸器の補助量の変更を判断し設定する。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 手術後に人工呼吸器管理されている患者に対して、医師の指示の下、呼吸状態や血液ガス分析結果からプロトコールに基づき人工呼吸器の呼吸回数等の設定条件を変更した。
- 手術後に人工呼吸器管理されている患者に対して、医師の指示の下、麻酔の覚醒や自発呼吸の状態に応じて換気様式を強制換気のないモードに変更した。
- 人工呼吸器装着中の在宅患者に対して、医師の指示の下、呼吸状態や身体診査結果からプロトコールに基づき人工呼吸器の呼吸回数等の設定条件を変更した。

3. 現行法令等における位置づけ

○ 臨床工学技士法

第三七条 臨床工学技士は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)

第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作を行うことを業とすることができる。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:11.1% 看護師回答:10.2%

【日本医師会調査】医師回答:10.0% 看護師回答:13.9%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:62.7% 看護師回答:57.4% 【日本医師会調査】医師回答:30.6% 看護師回答:29.4%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施:0課程 臨地実習で実施:2課程

【平成23年度)業務試行事業】1施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:68、70、114、115

新人看護職員研修:呼吸・循環を整える技術⑥、症状・生体機能管理技術①⑧

7. 評価項目 看雙心養成課些修了後、新人研 看護耐特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝野海 習得できるレベシレ 可能なレベジレ 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 行為の難易度 るレベシレ 修を経て実施が可能となる レベンレ 実施する医疗為の内容、実施時期につい 複雑が半断を要する 診療内容の決定に 複合的な要素を勘案して指 て多りの判断は伴うが、指示内容と医行 治療が針の決定に関 示内容を判断するレベシレ 関わるレベシレ 判断の難易度 為が1対1対応するレジレ わるレベル 総合評価 特定行為 B2 (行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの)

行為名:人工呼吸管理下の鎮静管理

行為番号:63

1. 行為の概要

人工呼吸器管理下の患者の鎮静薬の投与量を意識レベル等の身体所見を観察しながら調整し、人工呼吸器と患者を同調させ、酸素消費量及び安静を保つ。また、人工呼吸器を装着した集中治療中の患者に対し、睡眠・覚醒のリズムを確保し、鎮静薬の投与を開始する。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 手術後の人工呼吸器管理中の患者に対して、気管チューブの自己(事故)抜管等を防ぐために、 医師の指示の下、患者の鎮静レベルや血圧等の身体所見の評価を行い、鎮静薬の投与量を調整する。
- ICU (集中治療室) において人工呼吸管理を行っている患者に対して医師の指示の下、日中は鎮静薬の投与量を減量して覚醒を促し、夜間は投与量を増量して入眠を促す。

3. 現行法令等における位置づけ

○平成19年12月28付け医政発第1228001号「医師及び医療関系職と事務職員等との間等での役割分担の推進こついて」

2. 役割分担の具体例 (3) 医師と看護所等の医療関系職との役割分担 1) 薬剤の投与量の調節

患者に起こりうる病態の変化コ芯じた医師の事前の指示で基づき、患者の病態の変化コ芯じた適功な看護を行うことが可能な場合がある。例えば、在宅等で看護こあたる看護職員が行う、処方された薬剤の定期的、常態的な投与及び管理について、患者の病態を観察した上で、事前の指示で基づきその範囲内で投与量を調整することは、医師の指示の下で行う看護ご含まれるものである。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:20.8% 看護師回答:23.7%

【日本医師会調査】医師回答:20.4% 看護師回答:33.1%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:63.4% 看護師回答:53.6% 【日本医師会調査】医師回答:30.7% 看護師回答:30.8%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

演習で実施:0課程 臨地実習で実施:1課程

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:68、70、81、95、96、114、115

新人看護職員研修:呼吸・循環を整える技術⑥、与薬の技術③、症状・生体機能管理技術①

7. 評価項目 臨末研修医が研修中に 看雙心淺成顆點修了後, 新人研 看護耐特定の領域におけ 朝野游旗 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベシレ 可能なレベジレ 行為の難易度 るレベル 修を経て実施が可能となる レベンレ 実施する医行為の内容、実施特期につい 複雑が判断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多りの判断が出うが、指示内容と医行 治療が針の決定に関 示内容を判断するレジレ 関わるレベシレ 判断の難易度 為が1対1対応するレベンレ わるレベル 特定行為 B2 (行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの) 又 総合評価 は一般の医行為C(行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能)

行為名:人工呼吸器装着中の患者のウイニングスケジュール作成と実施 | 行為番号:64

1. 行為の概要

人工呼吸器を装着されている患者が人工呼吸器から離脱できるように、身体診査所見及び検査所見の評価に基づき、徐々に人工呼吸器が補助する度合いを減らせる様な人工呼吸器の設定条件の計画を作成し実施する。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

○ 病棟や ICU(集中治療室)において人工呼吸器を装着されその設定条件下で呼吸状態が安定している患者に対して、医師の指示の下、看護師が身体診査所見及び検査所見の一次的評価を行い、人工呼吸器装着中の患者の呼吸状態に応じたウイニングスケジュールを作成しそれに基づいた人工呼吸器の設定変更を患者の状態の評価と並行して実施する。

3. 現行法令等における位置づけ

〇 臨床工学技士法

第三十七条第一項 臨末工学技士は、保健市助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)

第三十一条第一項及び第三十二条の

規定にかかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作を行うことを業とすることができる。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:4.3% 看護師回答:6.9%

【日本医師会調査】医師回答:3.2% 看護師回答:8.2%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:57.4% 看護師回答:61.3%

【日本医師会調査】医師回答:24.1% 看護師回答:36.0%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【平成22年度)養成調査試行事業】

演習で実施:0課程 臨地実習で実施:2課程

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:68、70、114、115

新人看護職員研修:呼吸・循環を整える技術⑥、症状・生体機能管理技術①⑧

7. 評価項目 臨末研修医が研修中に 朝野游施 看雙形 養成課 经修了後、新人研 看襲形特定の領域こおけ 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベシレ 可能なレベシレ るレベル 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 レベンレ 実施する医行為の内容、実施時期につい 複雑が断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療方針の決定に関 示内容を判断するレジレ 関わるレベシレ 判断の難易度 為が1対1対応するレジレ わるレベル 総合評価 特定行為 B2(行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの)

行為名:NPPV(非侵襲的陽圧換気療法)開始、中止、 モード設定

行為番号:66

1. 行為の概要

通常の酸素投与では酸素化が不十分で呼吸不全が解決できない場合、気管挿管を実施することなく密閉性の高いマスクを装着し非侵襲的に陽圧換気を開始し、呼吸状態に応じて設定モードの調整や中止の判断を行う。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- COPD(慢性閉塞性肺疾患)でNPPVを装着している入院患者に対して、医師の指示の下、身体所見や血液ガス分析結果及び血液検査結果等から、患者の呼吸状態を評価するとともに設定モードを調節する。
- ALS (筋萎縮性側索硬化症) や睡眠時無呼吸症候群等で在宅療養中の患者に睡眠時の酸素飽和度の低下が認められたため、医師の指示の下、呼吸状態に応じて設定モードの調節を行う。

3. 現行法令等における位置づけ

- 臨床工学技士法
- 第二条 この法律で「生命維持管理装置」とは、人の呼吸、循環又は計論の機能の一部を代替し、又は補助することが目的とされている装置をいう。
- 2 この法律で「臨末工学技士」とは、厚生労働大臣の発作を受けて、臨末工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作(生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む。以下同じ。)及び保守点検を行うことを業とする者をいう。
- () 臨床工学技士法施行令
- 第一条 臨末工学技士法(以下「法」という。)第二条第二項の政令で定める生命維持管理装置の先端の身体への接続又は身体からの除去は、次のとおりとする。
 - 人丁呼吸装置のマウスピース。鼻カニューレその他の先端部の身体への接続又は身体からの除去(気管への接続又は気管からの除去にあっては、あらかじめ接続用に形成された気管の部分への接続又は当該部分からの除去に取る。)

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:5.4% 看護師回答:6.8%

【日本医師会調査】医師回答:4.1% 看護師回答:12.3%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:51.6% 看護師回答:50.0%

【日本医師会調査】医師回答:14.4% 看護師回答:19.1%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施:1課程 臨地実習で実施:1課程

【平成23年度)業務試行事業】0施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:68、70、114、115

新人看護職員研修:呼吸・循環を整える技術⑥、症状・生体機能管理技術①⑧

7. 評価項目 看雙形淺成顆點修了後、新人研 看護耐特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝野游施 修を経て自律した実施が可能とな 習得できるレベル 可能分レベジレ る経験及びOTT 等こよる研 るレベル 行為の難易度 修を経て実施が可能となる レベシレ 実施する医行為の内容、実施時期につい 複雑が判断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療が針の決定に関 示内容を判断するレベシレ 関わるレベジレ 判断の難易度 為が1対1対応するレベンレ わるレベル 総合評価 特定行為 B2 (行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの)

行為名:浣腸の実施の決定 行為番号:67

1. 行為の概要

排ガスや排便の促進等を目的に、肛門からチューブ等を挿入し、微温湯あるいは薬液注入による浣腸の実施の決定を行う。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 全身麻酔による手術後で排ガス・排便困難を訴える患者に対して、医師の指示の下に、看護師が 手術後(全身麻酔)プロトコールに基づいて、身体診査所見及び検査所見の一次的評価(血液検査、 腹部単純 X 線写真等)に応じて、浣腸の実施の決定を行う。
- 在宅療養中で排便困難を訴える患者に対して、医師の指示の下に、看護師が症状別(在宅)プロトコールに基づいて、身体診査所見及び検査所見の一次的評価(血液検査等)に応じて、浣腸の実施の決定を行う。

3. 現行法令等における位置づけ

○ 保健市助産所看護所法 (特定行為の制限)

第三十七条 保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があった場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をし、又は助産師がへその緒を切り、浣腸を施しその他助産師の業務に当然に付随する行為をする場合は、この限りでない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答: 49.1% 看護師回答: 56.8% 【日本医師会調査】医師回答: 25.6% 看護師回答: 38.6%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:83.8% 看護師回答:87.9% 【日本医師会調査】医師回答:55.5% 看護師回答:65.1%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施:0課程 臨地実習で実施:4課程

【平成23年度)業務試行事業】0施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:23

新人看護職員研修: 排泄援助技術②

7. 評価項目 朝医沙漠施 看雙形 養成課 经修了後、新人研 看襲耐特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 習得できるレベル 可能なレベシレ 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 行為の難易度 るレベル 修を経て実施が可能となる レベンレ 実施する医行為の内容、実施時期につい 複雑が断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療が針の決定に関 示内容を判断するレジレ 関わるレベシレ 判断の難易度 為が1対1対応するレベル わるレベル 総合評価 一般の医行為 C(行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能)

行為名:褥瘡の壊死組織のデブリードマン 「行為番号:69

1. 行為の概要

褥瘡部の壊死組織で遊離した、血流のない組織をハサミ、メス、ピンセット等で取り除き、創洗浄、 排膿などを行う。出血があった場合は電気凝固メス等による止血処置を行う。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

○ 入院中や在宅医療を受けている褥瘡患者に対し、医師の指示の下、看護師が褥瘡管理のプロトコール等に基づき、患者の状態、褥瘡の状態に応じて、褥瘡処置の一環として実施の必要性、タイミングを判断して実施する。

3. 現行法令等における位置づけ

特に位置づけはなされていない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:7.3%% 看護師回答:9.3% 【日本医師会調査】医師回答:7.5% 看護師回答:9.1%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:53.3% 看護師回答:62.0% 【日本医師会調査】医師回答:35.8% 看護師回答:43.0%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施:2課程 臨地実習で実施:3課程

【平成23年度)業務試行事業】7施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:74、76、77、110、114、115、129

新人看護職員研修: 創傷管理技術①、救命救急処置技術⑥、症状·生体機能管理技術①、感染予防技術③

7. 評価項目 看雙心淺成顆點修了後, 新人研 看襲耐特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝野游施 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベル 可能なレベジレ 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 るレベル レベシレ 実施する医疗為の内容、実施特期につい 複雑な判断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療方針の決定に関 示内容を判断するレベシレ 関わるレベシレ 判断の難易度 為が1対1対応するレベシレ わるレベル 総合評価 特定行為 B1 (行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの)

行為名:電気凝固メスによる止血(褥瘡部) 行為番号:70

1. 行為の概要

電気凝固メス(高周波電流)の出力調整を行い、傷口等の出血点を直接又はピンセットで把持して、 電気凝固メスを用いて出血点を焼き、止血する。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

○ 入院中や在宅医療を受けている褥瘡患者に対し、医師の指示の下、看護師が褥瘡処置の一環として褥瘡管理のプロトコール等に基づいて、褥瘡の壊死組織のデブリードマン等を実施後、出血を認めた場合、実施の適否を判断して実施する。

3. 現行法令等における位置づけ

特に位置づけはなされていない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:1.1% 看護師回答:0.5%

【日本医師会調査】医師回答:0.2% 看護師回答:0.2%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:39.3% 看護師回答:31.5%

【日本医師会調査】医師回答:19.0% 看護師回答:18.1%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調查試行事業】

演習で実施:2課程 臨地実習で実施:2課程

【平成23年度)業務試行事業】4施設

6. **看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目** ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:74、76、77、110、114、115、129

新人看護職員研修:創傷管理技術①、救急救命処置技術⑥、症状·生体機能管理技術①、感染予防技術③

7. 評価項目 朝野游施 看雙形 養成課 经修了後、新人研 看襲耐特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベシレ 可能なレベジレ るレベジレ 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 実施する医行為の内容、実施時期につい 複雑が判断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療方針の決定に関 示内容を判断するレジレ 関わるレベシレ 判断の難易度 為が1対1対応するレジレ わるレベル 総合評価 特定行為 B1 (行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの)

行為名:巻爪処置(ニッパー、ワイヤーを用いた処置) 「行為番号:71

1. 行為の概要

爪の遊離部分を確認し、巻き爪部分をニッパーで切り、皮膚へのくい込みを取り除く。爪の先端部分の両端に注射針等で穴を開け、(超弾性) ワイヤーを通して接着剤で固定し、巻き爪を矯正する。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

○ 巻き爪のため足の痛みがある患者に対して、医師の指示の下、フットケアの一環として看護師が 創傷管理プロトコール等に基づいて、ニッパーやワイヤーを用いて巻き爪処置を実施する。

3. 現行法令等における位置づけ

特に位置づけはなされてない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:23.8% 看護師回答:23.4% 【日本医師会調査】医師回答:20.3% 看護師回答:23.3%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:67.0% 看護師回答:63.5% 【日本医師会調査】医師回答:48.0% 看護師回答:47.7%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調查試行事業】

演習で実施:4課程 臨地実習で実施:1課程

【平成23年度)業務試行事業】4施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:74

新人看護職員研修:創傷管理技術①

7. 評価項目 看雙心養成果墊修了後、新人研 看襲が特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝医消滅 修を経て自律した実施が可能とな 習得できるレベシレ る経験及びOTT 等こよる研 可能なレベジレ 行為の難易度 るレベル 修を経て実施が可能となる レベシレ 実施する医疗為の内容、実施時期につい 複雑な判断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療が針の決定に関 示内容を判断するレベジレ 関わるレベシレ 判断の難易度 為が1対1対応するレジレ わるレベル 一般の医行為 C(行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能) 総合評価

行為名:胼胝・鶏眼処置(コーンカッターを用いた処置) 行為番号:72

1. 行為の概要

足底や指等に発生した胼胝および鶏眼を除去するため、コーンカッターを用いて硬化、肥厚、増殖した角質部分を切削する。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

○ 入院中や外来受診している患者、また在宅療養中の患者で、足底や指等に胼胝や鶏眼が発生し局 所的な圧痛等がある場合、医師の指示の下、看護師がフットケアの一環として、創傷管理プロトコ ール等に基づき、コーンカッターを用いた処置を実施する。

3. 現行法令等における位置づけ

特に位置づけはなされていない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:15.7% 看護師回答:14.0%

【日本医師会調査】医師回答:19.0% 看護師回答:20.2%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:67.0% 看護師回答:53.7%

【日本医師会調査】医師回答:52.4% 看護師回答:45.9%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施:2課程 臨地実習で実施:3課程

【平成23年度)業務試行事業】4施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:74

新人看護職員研修:創傷管理技術①

7. 評価項目 看雙心養成課些修了後、新人研 臨末研修医が研修中に 朝野海施 看襲形特定の領域こおけ 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベシレ 可能なレベジレ るレベル 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 実施する医行為の内容、実施特別につい 複雑が断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に 治療が針の決定に関 て多少の判断が伴うが、指示内容と医行 示内容を判断するレジレ 関わるレベシレ 判断の難易度 為が1対1対応するレベンレ わるレベル 総合評価 -般の医行為 C(行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能)

行為名:皮下膿瘍の切開・排膿:皮下組織まで 行為番号:73

1. 行為の概要

表層(皮下組織まで)の切開を行い、皮下に貯留した膿等を排膿する。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

○ 膿瘍・膿疱を形成した患者に対して、医師の指示の下、看護師が創傷管理プロトコールに基づいて、創部の評価及び身体所見や検査所見等に応じて、化膿部位の切開・排膿を行う。

3. 現行法令等における位置づけ

特に位置づけはなされていない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:1.1% 看護師回答:1.2%

【日本医師会調査】医師回答:0.5% 看護師回答:1.2%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:34.8% 看護師回答:32.7%

【日本医師会調査】医師回答:17.4% 看護師回答:18.4%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調查試行事業】

演習で実施:2課程 臨地実習で実施:1課程

【平成23年度)業務試行事業】2施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:74、76、77、129

新人看護職員研修:創傷管理技術①、感染予防技術③

7. 評価項目 看雙形淺成課些修了後、新人研 看襲形特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝野海施 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベル 可能なレベジレ るレベル 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 レベンレ 実施する医行為の内容、実施特期につい 複雑な判断を要する 診療内容の決定に 複合的な要素を勘案して指 て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療方針の決定に関 関わるレベジレ 示内容を判断するレジレ 判断の難易度 為が1対1対応するレベル わるレジレ 総合評価 特定行為 B1 (行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの)

行為名:表創(非感染創)の縫合:皮下組織まで

(手術室外で)

行為番号:75

1. 行為の概要

外傷(切創、裂創)等で、皮下組織まで達するが筋層までは達しない非感染創に対して縫合針を用いて縫合を行う。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

○ 筋層には達していない切創で来院した救急患者に対して、医師の指示の下、看護師が創傷管理(外傷)プロトコールに基づいて、創部の評価及び身体診査所見や検査所見(血液検査、患部の単純X線写真等)に応じて、医師が切創部を確認後に縫合を行う。

3. 現行法令等における位置づけ

特に位置づけはなされていない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:1.0% 看護師回答:0.5%

【日本医師会調査】医師回答:0.3% 看護師回答:0.3%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:37.5% 看護師回答:27.1%

【日本医師会調査】医師回答:17.7% 看護師回答:14.0%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調查試行事業】

演習で実施:2課程 臨地実習で実施:2課程

【平成23年度)業務試行事業】3施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:74、76、77、110、129

新人看護職員研修:創傷管理技術①、救命救急処置技術⑥、感染予防技術③

7. 評価項目 看雙形淺成課程を修了後、新人研 看襲形特定の領域ごおけ 臨末研修をが研修中に 朝野游施 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベル 可能なレベシレ るレベル 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 レベンレ 実施する医行為の内容、実施特期につい 複雑が断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療方針の決定に関 示内容を判断するレベシレ 関わるレベシレ 判断の難易度 為が1対1対応するレジレ わるレベル 総合評価 特定行為 B1 (行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの)

行為名:非感染創の縫合:皮下組織から筋層まで(手術室外で) 行

行為番号:76

1. 行為の概要

外傷(切創、裂創)等で、筋層まで達する非感染創を、筋層から皮下組織の順に縫合針を用いて縫合 する。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

○ 筋層に達した切創で来院した救急患者に対して、医師の指示の下、看護師が創傷管理(外傷)プロトコールに基づいて、創部の評価及び身体診査所見や検査所見(血液検査、患部の単純X線写真等)に応じて、医師が切創部を確認後に縫合を行う。

3. 現行法令等における位置づけ

特に位置づけはなされていない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:1.1% 看護師回答:0.5%

【日本医師会調査】医師回答:0.1% 看護師回答:0.1%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:26.6% 看護師回答:14.3%

【日本医師会調査】医師回答:11.3% 看護師回答:6.5%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【平成22年度)養成調査試行事業】

演習で実施:1課程 臨地実習で実施:2課程

【平成23年度)業務試行事業】1施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:74、76、77、110、129

新人看護職員研修:創傷管理技術①、救命救急処置技術⑥、感染予防技術③

7. 評価項目 朝医海狮 看襲動特定の領域ごおけ 臨床研修医が研修中に 看雙於達成課程修了後、新人研 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベシレ 可能なレベンレ 行為の難易度 るレベル 修を経て実施が可能となる レベル 複雑が判断を要する 実施する医行為の内容、実施特別につい 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療方針の決定に関 示か容を判断するレベシレ 関わるレベシレ 判断の難易度 為が1対1対応するレツレ わるレベル 総合評価 特定行為 B1 (行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの)

行為名:体表面創の抜糸・抜鉤

行為番号:78

1. 行為の概要

体表面創の観察をするとともに、医療用ハサミを用いて抜糸、又は抜鉤器を用いて医療用ホッチキスの抜鉤を行う。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 開腹手術後の抜糸・抜鉤予定日の入院患者あるいは外来患者に対して、医師の指示の下に、看護師が創傷管理(手術創)プロトコールに基づいて、身体診査所見及び検査所見の一次的評価(血液検査、腹部単純 X 線写真等)に応じて、医師の確認後に開腹創の抜糸・抜鉤を実施する。
- 胸腔ドレーン抜去後の抜去部抜糸予定日の入院患者あるいは外来患者に対して、医師の指示の下に、看護師が創傷管理(手術創)プロトコールに基づいて、身体診査所見及び検査所見の一次的評価(血液検査、動脈血酸素飽和度、胸部単純X線写真、血液ガス分析等)に応じて、医師の確認後に胸腔ドレーン抜去部の抜糸を実施する。

3. 現行法令等における位置づけ

特に位置づけはなされていない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:1.8% 看護師回答:0.9%

【日本医師会調査】医師回答:1.7% 看護師回答:2.0%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:67.4% 看護師回答:53.0%

【日本医師会調査】医師回答:48.3% 看護師回答:39.6%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施:2課程 臨地実習で実施:3課程

【平成23年度)業務試行事業】5施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:74、77

新人看護職員研修:創傷管理技術①

7. 評価項目 看實形淺成課金修了後、新人研 看襲動特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝医消耗 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOTT 等こよる研 習得できるレベシレ 可能なレベシレ 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 ろレベル レベル 実施する医行為の内容、実施特期につい 複雑が半断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療が針の決定に関 示内容を判断するレベンレ 関わるレジレ 判断の難易度 為が1対1対応するレジレ わるレベル 総合評価 一般の医行為C(行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能)

行為名:動脈ラインの確保

行為番号:79

1. 行為の概要

経皮的に橈骨動脈から穿刺し、内套針に動脈血の逆流を確認後に針を進め、最終的に外套のカニューレのみを動脈内に押し進め留置する。(前壁のみを穿刺する方法の他に動脈貫通法もある。)

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

○ 救急や ICU (集中治療室) 等において集中的に患者の全身状態を管理するため、医師の指示の下、 看護師が血圧の持続的な監視や定期的に動脈血ガス分析検査の実施のタイミングを判断し動脈ラインの確保を実施する。

3. 現行法令等における位置づけ

特に位置づけはなされていない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:1.7% 看護師回答:0.7%

【日本医師会調査】医師回答:3.1% 看護師回答:2.0%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答: 42.1% 看護師回答: 28.7% 【日本医師会調査】医師回答:17.1% 看護師回答:10.2%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

演習で実施:1課程 臨地実習で実施:0課程

【平成23年度)業務試行事業】3施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:110、114、115

新人看護職員研修:救命救急処置技術⑥、症状・生体機能管理技術①

7. 評価項目 看雙於 養成果 经修了後 新人研 看護が特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝医沙漠施 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベル 可能なレベジレ 行為の難易度 るレベジレ 修を経て実施が可能となる レベシレ 実施する医疗為の内容、実施特別につい 複雑が判断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療が針の決定に関 示内容を判断するレジレ 関わるレベシレ 判断の難易度 為が1対1対応するレジレ わるレベル 特定行為 B1 (行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの) 総合評価

行為名:中心静脈カテーテル抜去

1. 行為の概要

中心静脈に挿入しているカテーテルの固定糸を抜糸しカテーテルを引き抜き、全長が抜去されたこと を確認し、抜去部分を圧迫止血する。

行為番号:82

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 経口摂取が十分な患者に対して、医師の指示の下、看護師がプロトコールに基づき、身体所見や 血液検査結果等から TPN からの離脱が可能であることを判断し、留置していた中心静脈カテーテル を抜去する。
- 中心静脈カテーテルを留置してから数日後、全身状態が安定していた患者に38℃以上の急な発熱を認め、医師の指示の下、看護師が中心静脈カテーテル抜去及びカテーテルの先端培養を実施する。

3. 現行法令等における位置づけ

特に位置づけはなされていない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:3.0% 看護師回答:2.4%

【日本医師会調査】医師回答:8.0% 看護師回答:7.6%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:66.1% 看護師回答:42.5% 【日本医師会調査】医師回答:45.4% 看護師回答:33.8%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【平成22年度)養成調査試行事業】

演習で実施:0課程 臨地実習で実施:1課程

【平成23年度)業務試行事業】0施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:7、90

新人看護職員研修:なし

7. 評価項目 看襲而達成課程を修了後、新人研 看襲形特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝野海施 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベル 可能なレベジレ るレベシレ 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 実施する医行為の内容、実施特別につい 複雑が断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療力針の決定に関 関かるレベジレ 示内容を判断するレベシレ 判断の難易度 為が1対1対応するレジレ わるレベル 総合評価 特定行為 B1 (行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの)

行為名: 腹腔穿刺(一時的なカテーテル挿入を含む) 「行為番号:85

1. 行為の概要

超音波等で腹直筋の外側の安全な穿刺点を決定し、テフロン留置針を垂直に穿刺、留置針に輸液ルート等を連結し腹水を排液する。必要に応じてカテーテルを留置する。排液中及び排液後、身体所見等から出血や呼吸・循環動態の変動がないことを確認する。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

○ 外来・入院、在宅において、腹水貯留による腹部膨満が強く呼吸困難等の苦痛症状がある終末期の癌患者等に対して、病歴聴取や身体診査所見及び検査所見等に基づいたアセスメントを行い、実施のタイミングや必要性を医師と協議し、プロトコールに基づき看護師が苦痛症状を緩和する目的で実施する。

3. 現行法令等における位置づけ

特に位置づけはなされていない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:1.0% 看護師回答:0.2% 【日本医師会調査】医師回答:0.0% 看護師回答:0.3%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:13.8% 看護師回答:5.5% 【日本医師会調査】医師回答:3.6% 看護師回答:1.7%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施:0課程 臨地実習で実施:2課程

【平成23年度)業務試行事業】0施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:69、76、114、115 129

新人看護職員研修:症状·生体機能管理技術①⑧、感染予防技術③

7. 評価項目 看雙心養成果全修了後、新人研 看襲が特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝医が実施 習得できるレベシレ 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOTT 等こよる研 可能なレベジレ 行為の難易度 るレベジレ 修を経て実施が可能となる 実施する医疗為の内容、実施共期につい 複雑な判断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療が針の決定に関 示す容を判断するレベジレ 関わるレベシレ 判断の難易度 為が1対1対応するレベンレ わるレジレ 総合評価 D (更に検討が必要)

行為名:胸腔穿刺 行為番号:87

1. 行為の概要

超音波等で安全な穿刺点を決定し、経皮的にテフロン留置針等を肋骨上縁に挿入し、排液を行う。排液後、留置針を抜去し、消毒するとともに絆創膏を貼付する。排液後は、胸部単純X線で胸水量と気胸の有無の確認を行う。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

○ 入院・外来で医療を受けている胸水が貯留した終末期がん患者等に対して、医師と連携し実施の 必要性やタイミングをよく検討した上で、呼吸困難等の苦痛緩和の症状管理の一貫として、看護師 が症状管理プロトコールに基づいて、胸腔穿刺を実施、貯留した胸水の排液を行う。排液後、呼吸 状態の観察や撮影された胸部単純X線により、胸水量の変化や合併症の有無について一次的評価を 行う。

3. 現行法令等における位置づけ

特に位置づけはなされていない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:0.8% 看護師回答:0.1%

【日本医師会調査】医師回答:0.0% 看護師回答:0.2%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:10.8% 看護師回答:3.5% 【日本医師会調査】医師回答:2.6% 看護師回答:1.0%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

演習で実施:0課程 臨地実習で実施:1課程

【平成23年度)業務試行事業】0施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:69、76、114、115、129

新人看護職員研修: 症状·生態機能管理技術①⑧、感染予防技術③

7. 評価項目 看襲而淺成課程を修了後、新人研 看襲形 特定の領域ごおけ 臨末研修系が研修中に 朝野海施 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベシレ 可能なレベジレ るレベル 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 実施する医行為の内容、実施時期につい 複雑が断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療が針の決定に関 示内容を判断するレジレ 関わるレベシレ 判断の難易度 為が1対1対応するレベンレ わるレベル D (更に検討が必要) 総合評価

行為名: 導入・留置カテーテルの挿入の実施

行為番号:103

1. 行為の概要

滅菌カテーテルを外尿道口より挿入し、尿を体外に排出する。一時的に挿入する方法と持続的に留置する方法がある。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 予定された全身麻酔の手術において、全身状態を管理するため IN/OUT バランスを精密に測定する 必要性がある場合に医師の指示の下に実施する。
- 入院患者や在宅において、陰部周囲に創があり排尿時に創部が汚染する可能性がある場合等に、 医師の指示の下、看護師が創部の状態や日常生活動作を踏まえて評価・判断し実施する。
- 外来や入院患者が検査(残尿測定等)や治療(膀胱内注入療法等)を実施するために必要な処置として、看護師が予め実施する。

3. 現行法令等における位置づけ

○平成16年10月20付け医政発第1020008号「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いこついて」 医師又は看護職員の資格を有しない教員によるたんの吸引等の実施を許容するための条件

Iたんの吸引、経管栄養及び導尿の標準的手順と、教員が行うことが許容される行為の標準的な範囲

3 導尿 (2)教員が行うことが許容される標準がが範囲と看護師の役割

本人又は看護師がカテーテルの挿入を行う場合には、尿器や姿勢の保持等の補助を行うことには危険性はなく、教員が行っても差し支えないものと考えられる。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:70.2% 看護師回答:86.5%

【日本医師会調査】医師回答:77.7% 看護師回答:88.1%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答: 92.0% 看護師回答: 93.4% 【日本医師会調査】医師回答: 76.5% 看護師回答: 83.2%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【平成22年度)養成調査試行事業】

演習で実施:0課程 臨地実習で実施:1課程

【平成23年度)業務試行事業】2施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:22

新人看護職員研修:排泄援助技術③⑤

7. 評価項目 看雙心養成課程を修了後、新人研 看襲が特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝野海施 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベル 可能なレベジレ 行為の難易度 ろレベル 修を経て実施が可能となる レベンレ 実施する医疗為の内容、実施時期につい 複雑な判断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多りの判断が出うが、指示内容と医行 治療が針の決定に関 示内容を判断するレジレ 関わるレベシレ 判断の難易度 為が1対1対応するレジレ わるレベル 総合評価 ·般の医行為 C(行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能)

行為名: 胃ろうチューブ・ボタンの交換

行為番号:112

1. 行為の概要

胃ろう造設後一定期間が経過し、ろう孔トラブルや消化器症状等のない患者の胃ろうチューブ・ボタンの 交換を行う。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 胃ろうによる栄養管理を実施している在宅療養患者の胃ろうチューブ・ボタンの自己抜去や自然抜去 に対して、医師の指示の下、看護師がろう孔閉鎖予防等の目的で胃ろうのチューブ・ボタンを挿入する。
- 老人保健施設や特別養護老人施設等で、胃ろうによる栄養管理を実施している入所者に対して、医師 の指示の下、看護師が定期的に胃ろうのチューブ・ボタンの交換を行う。

3. 現行法令等における位置づけ

特に位置付けはなされていない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調查】医師回答:5.3% 看護師回答:2.7%

【日本医師会調査】医師回答:4.0% 看護師回答2.8:%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:57.1% 看護師回答:37.8%

【日本医師会調査】医師回答:35.3% 看護師回答:26.3%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【平成22年度)養成調査試行事業】

演習で実施:2課程 臨地実習で実施:3課程

【平成23年度)業務試行事業】3施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:6、114、115

新人看護職員研修:食事援助技術③

7. 評価項目 看雙於 養成課 经修了後、 新人研 看襲が特定の領域ごおけ 臨床研修医が研修中に 朝野游施 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベシレ 可能なレベンレ るレベル 修み経て実施が可能となる 行為の難易度 レベル 実施する医行為の内容、実施時期につい 複雑が判断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療方針の決定に関 示内容を判断するレジレ 関わるレベシレ 判断の難易度 為が1対1対応するレジレ わるレベル 総合評価 特定行為 B1 (行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの)

行為名:安静度・活動や清潔の範囲の決定

行為番号:114

1. 行為の概要

患者の病状や治療・検査内容に応じて必要とされる安静・活動の程度とそれに伴う清潔行動の範囲について、治療方針を踏まえて必要時医師に確認・相談しながら判断・決定する。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 検査・治療目的で入院となった患者に対して、身体診査所見及び検査結果の一次的評価に基づき、 必要とされる安静の程度と清潔行動の自立範囲について必要に応じて医師に確認・相談しながら判 断・決定する。
- 退院が決定した患者に対して、普段の生活行動・活動範囲を患者・家族等から聴取し、退院後の 安静・活動の程度とそれに伴う清潔行動の範囲について、必要時医師に確認・相談しながら患者の 状態に応じて判断・決定する。

3. 現行法令等における位置づけ

特に位置づけはなされていない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:23.4% 看護師回答:27.7% 【日本医師会調査】医師回答:25.3% 看護師回答:33.5%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:75.6% 看護師回答:77.4% 【日本医師会調査】医師回答:53.5% 看護師回答:59.4%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調查試行事業】

演習で実施:4課程 臨地実習で実施:6課程

【平成23年度)業務試行事業】1施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:5、29、71、114

新人看護職員研修:食事援助技術①、活動·休息援助技術③

7. 評価項目 看雙形 淺成課 经修了後、新人研 看襲形特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝野海施 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベル 可能なレベジレ るレベル 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 レベンレ 実施する医行為の内容、実施特別につい 複雑が断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療方針の決定に関 関かるレジレ 示内容を判断するレベジレ 判断の難易度 為が1対1対応するレジレ わるレベル 総合評価 E(医行為に該当しない)

行為名:隔離の開始と解除の判断

行為番号:115

1. 行為の概要

感染防止のために、検査結果や身体所見、治療内容等から必要と判断される期間中、治療方針を踏ま え必要に応じて医師に確認・相談後に周囲の環境との接触を避けるために個室へ隔離する。 検査結果や身体所見、治療経過等から隔離の必要性がなくなったと判断した場合に必要に応じて医師 に確認・相談し解除を行う。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 抗癌剤投与や放射線照射により白血球数が減少した患者をクリーンルームへ移し、隔離を開始し た。
- 喀痰の検査結果から結核の疑いがあり、胸部X線画像結果や身体所見、既往歴等から活動性の肺 結核の可能性が強いと判断される患者に対して、PCR 検査等の結果が判明する前に陰圧室への隔離 を開始した。
- インフルエンザの流行時期に、著しい発熱や関節痛等を主訴として外来受診した患者に対して、 インフルエンザ発症者との接触歴からインフルエンザを疑い、待合室から他の患者のいない別室へ 案内し、隔離を開始した。

3. 現行法令等における位置づけ

特に位置づけはなされていない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:22.7% 看護師回答:25.0% 【日本医師会調査】医師回答:16.9% 看護師回答:23.3%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:71.7% 看護師回答:69.8% 【日本医師会調査】医師回答:37.3% 看護師回答:43.3%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施:0課程 臨地実習で実施:1課程

6. **看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目** ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:1、114、115、125、126

新人看護職員研修:環境調整技術①、感染予防技術①②

7. 評価項目 看雙形淺成課程を修了後、新人研 看襲形特定の領域こおけ 臨末研修医が研修中に 朝野海施 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOTT 等こよる研 習得できるレベシレ 可能なレベシレ るレベル 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 レベル 実施する医行為の内容、実施特別につい 複雑が断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療方針の決定に関 関かるレベジレ 示内容を判断するレジレ 判断の難易度 為が1対1対応するレジレ わるレベル 総合評価 E(医行為に該当しない)

行為名:拘束の開始と解除の判断

1. 行為の概要

身体抑制等を行わないと、患者又は他の患者等が危険にさらされる可能性が著しく高い場合に、一時的かつ最小限に行うことを条件に、治療方針を踏まえ必要に応じて医師に確認・相談し抑制の開始を判断する。また開始後、条件に該当しなくなった場合は直ちに解除の判断を行う。

行為番号:116

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 不穏がみられ、挿入されているチューブ及びドレーン類の自己抜去の可能性が著しく高い手術後 患者に対して、投与された鎮静薬の効果が確認できるまでの間、施設内基準及び医師の指示の下、 手指の機能を制限するミトン型手袋使用の抑制の開始を判断する。また抑制が必要でなくなった場 合は直ちに解除の判断を行う。
- 身体及び精神的特性等から、ベッドからの転落の可能性が著しく高い患者及び入所者に対して、 施設内基準等に基づき、ベッド柵挙上による抑制の開始を判断する。また抑制が必要でなくなった 場合は直ちに解除の判断を行う。

3. 現行法令等における位置づけ

特に位置づけはなされていない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:41.9% 看護師回答:59.5% 【日本医師合理本】医師同答:20.29/ 季葉師同答:52.79

【日本医師会調査】医師回答:39.2% 看護師回答:53.7%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:81.7% 看護師回答:83.9% 【日本医師会調査】医師回答:46.2% 看護師回答:55.0%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調查試行事業】

演習で実施:0課程 臨地実習で実施:2課程

【平成23年度)業務試行事業】0施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:1、29、135

新人看護職員研修:環境調整技術①、活動・休息援助技術③⑤、安全確保の技術③

7. 評価項目 看襲而達成課程を修了後、新人研 看襲形特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝野海施 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベル 可能なレベジレ るレベル 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 レベル 実施する医行為の内容、実施特別につい 複雑が断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療方針の決定に関 関かるレジレ 示内容を判断するレジレ 判断の難易度 為が1対1対応するレジレ わるレベル 総合評価 E(医行為に該当しない)

行為番号:120

行為名: 局所麻酔(硬膜外・脊髄くも膜下)

1. 行為の概要

スパイナル針を経皮的に椎間から刺入し、硬膜外腔又は脊髄くも膜下腔へ針先を挿入し麻酔薬を注入する。持続的な麻酔薬投与が必要な場合は、硬膜外腔にカテーテルを留置する。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 局所麻酔により実施可能な手術において、手術予定時間や手術部位、手術の侵襲性、患者の合併 症等の情報から医師が適応について総合的に判断し、看護師が局所麻酔を実施する。
- 術中・術後等の鎮痛のために患者の疼痛の程度に応じて麻酔薬を追加投与できるように、医師の 判断の下、看護師がポリエチレン製のチューブを留置する。

3. 現行法令等における位置づけ

特に位置づけはなされていない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:0.8% 看護師回答:0.5%

【日本医師会調査】医師回答:0.1% 看護師回答:0.1%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:14.3% 看護師回答:5.9% 【日本医師会調査】医師回答:3.2% 看護師回答:1.3%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

演習で実施:0課程 臨地実習で実施:1課程

【 平 成 23 年度) 業務試行事業】 0 施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育: 76、104、109、114、115、129

新人看護職員研修:救命救急処置技術①、感染予防技術③

7. 評価項目 看雙心淺成顆點修了後, 新人研 看襲が特定の領域こおけ 臨末研修医が研修中に 朝野游施 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベシレ 可能なレベジレ るレベル 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 レベンレ 実施する医行為の内容、実施特期につい 複雑な判断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療方針の決定に関 示内容を判断するレベンレ 関わるレベシレ 判断の難易度 わるレベル 為が1対1対応するレジレ 総合評価 絶対的医行為 A(行為の侵襲性や難易度が高く、医師が実施すべき)

行為名:手術時の臓器や手術器械の把持及び保持 (手術の第一・第二助手)

| 行為番号: 126

1. 行為の概要

手術中、臓器や器械の把持および保持を行い、手術の進行をサポートする。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

○ 手術時に、術者である医師の指示の下、手術展開を把握・予測しながら臓器や器械の把持および 保持を行う。

3. 現行法令等における位置づけ

特に位置づけはなされていない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:10.8% 看護師回答:8.5%

【日本医師会調査】医師回答:42.3% 看護師回答:40.3%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:64.1% 看護師回答:36.0% 【日本医師会調査】医師回答:52.3% 看護師回答:39.5%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施:0課程 臨地実習で実施:1課程

【平成23年度)業務試行事業】1施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:74、129

新人看護職員研修:感染予防技術③

7. 評価項目 看雙心養成果全修了後、新人研 看襲が特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝医消滅 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベシレ 可能なレベシレ 行為の難易度 るレベル 修を経て実施が可能となる レベンレ 実施する医行為の内容、実施・耕取こつい 複雑が判断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療方針の決定に関 示内容を判断するレベシレ 関わるレベシレ 判断の難易度 為が1対1対応するレベンレ わるレベル 特定行為 B1 (行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの) 総合評価

行為名:手術時の臓器や手術器械の把持及び保持 (気管切開等の小手術助手)

行為番号:127

1. 行為の概要

気管切開等の小手術において、手術展開を把握・予測しながら、臓器や器械の把持および保持を行い、 手術の進行をサポートする。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

○ 手術室又は病室等で、術者である医師の指示の下、看護師が手術展開を把握・予測しながら、皮下組織や臓器、器械の把持および保持を行う。

3. 現行法令等における位置づけ

特に位置づけはなされていない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:16.1% 看護師回答:13.6%

【日本医師会調査】医師回答:51.8% 看護師回答:48.3%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:74.9% 看護師回答:42.9%

【日本医師会調査】医師回答:58.3% 看護師回答:45.1%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

演習で実施:0課程 臨地実習で実施:0課程

【平成23年度)業務試行事業】0施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育: 74、129

新人看護職員研修:感染予防技術③

7. 評価項目

行為の難易度	看襲前・満境署弦修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベンレ	看襲的特定の領域でおける経験及びOJT 等でよる研修を経て実施が可能となるレッシレ	臨村刑修宏が刑修中に 習得できるレベシレ	専門が実施可能なレベル		
判断の難易度	実施する医疗約7岁容、実施制限こういて多少の判断が針うが、指示内容と医行為が1対1対応するレジレ	複合的な要素を制作して指示が容を判断するレジレ	診療内容の決定に 関わるレベル	複雑な半断を要する 治療がか決定に関わるレジル		
総合評価	一般の医行為 C (行為及U	判断の難易度ともに	看護師一般が実施可	`能)		

行為名:血糖値に応じたインスリン投与量の判断

行為番号:131

1. 行為の概要

患者の血糖値を確認し、食事摂取量やインスリン・経口剤の服用量、血糖値の変動等に応じて、インスリンの投与量の判断を行う。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 糖尿病患者に対して、感染症を合併し血糖値が不安定な場合に、医師の指示の下、プロトコール に基づき、血糖値の測定結果に応じてインスリンの投与量を判断する。
- インスリン治療を行っている糖尿病患者に対して、医師の指示の下、日常生活や自己血糖測定による血糖値の変動や検査所見等に応じて、インスリンの投与量を判断する。

3. 現行法令等における位置づけ

○平成19年12月28付け医政発第1228001号「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割が担の推進こついて」
2. 役割が担の具体例 (3) 医師と看難所等の医療関係職との役割が担 1) 薬剤の投与量の調節

患者の起こりうる病態の変化コ応じた医師の事前の指示に基づき、患者の病態の変化コ応じた適切な看護を行うことが可能な場合がある。 例えば、在宅等で看護こあたる看護職員が行う、処方された薬剤の定期的、常態的な投与及び管理について、患者の病態を観察した上で、 事前の指示に基づきその範囲力で投与量を調整することは医師の指示の下で行う看護に含まれるものである。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答: 17.2% 看護師回答: 22.2%

【日本医師会調査】医師回答: 10.8% 看護師回答: 17.8%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答: 64.7% 看護師回答: 61.9% 【日本医師会調査】医師回答: 29.4% 看護師回答: 27.8%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施: 3課程 臨地実習で実施: 2課程

【平成23年度)業務試行事業】8施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:5、7~9、13、78、92、98、99、114、115、117

新人看護職員研修:食事援助技術①、与薬の技術①②⑧、症状・生体機能管理技術⑥

7. 評価項目 看襲而達成課程を修了後、新人研 看襲形特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝野海施 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベル 可能なレベジレ るレベル 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 レベル 実施する医行為の内容、実施特期につい 複雑な判断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に 治療方針の決定に関 て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 関わるレベジレ 示内容を判断するレベンレ 判断の難易度 為が1対1対応するレジレ わるレベル 総合評価 特定行為 B2 (行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの)

行為名:低血糖時のブドウ糖投与

行為番号:132

1. 行為の概要

低血糖症状が疑われる患者に対して、血糖測定を行い、一次的評価と身体診査所見に基づき低血糖であることを判断し、ブドウ糖を経口投与または静脈内注射を実施する。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 皮膚温低下や冷汗等の低血糖症状を認める糖尿病患者に対して、血糖測定を実施し、低血糖であることを確認し、医師の指示の下、看護師がブドウ糖を経口投与または静脈内注射する。
- 在宅において嚥下障害等で経口摂取が不十分な患者に皮膚温低下や冷汗等の低血糖症状を認めた場合、血糖測定を実施し、低血糖であることを確認し、医師の指示の下、看護師がブドウ糖を経口投与または静脈内注射する。

3. 現行法令等における位置づけ

- 平成19年12月28付け医政発第1228001号「医師及び医療関係職と事務職員等との間等で役割分担の推進について」
- 2 役割分担の具体例 (3) 医師と看護師等の医療関係職との役割分担 2) 静脈注射

医師又は歯科医師の素地の下に行う看護職員が行う静脈注射及び、留置針によるルート確保については、診療の補助の範疇に属するものとして取り扱うことが可能であることを踏まえ、看護職員の積極的な活用を図り、医師を専門性の高い業務に集中させ、患者中心の効率的な運用に努められたい。 なお、薬剤の血管注入による身体への影響は大きいことから、「看護師等による静脈注射の実施について」(平成14年9月30付け医政発第0930002号)において示しているとおり、医師又は歯科医師の指示に基づいて、看護職員が安全にできるよう、各医療機関においては、看護職員を対象とした研修を実施するとともに、静脈注射の実施等に関して、施設内基準や看護手順の作成・見直しを行い、また個々の看護職員の能力を踏まえた適切な業務分担を行うことが重要である。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答: 66.1% 看護師回答: 81.2%

【日本医師会調査】医師回答: 58.1% 看護師回答: 72.0%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答: 94.2% 看護師回答: 94.9% 【日本医師会調査】医師回答: 75.0% 看護師回答: 79.3%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施: 3課程 臨地実習で実施: 3課程

【平成23年度)業務試行事業】9施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:104、109、113、114、115、117

新人看護職員研修:与薬の技術①③⑧、救急救命処置技術①、症状・生体機能管理技術①⑥

7. 評価項目 看雙形 淺成課 经修了後、新人研 看襲形特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝野海施 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベル 可能なレベジレ るレベル 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 レベル 実施する医行為の内容、実施特期につい 複雑な判断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療方針の決定に関 関わるレベジレ 示内容を判断するレベンレ 判断の難易度 わるレベル 為が1対1対応するレベル 総合評価 一般の医行為C(行為及び判断の難易度とともに看護師一般が実施可能)

行為名:脱水の判断と補正(点滴) 「行為番号:133

1. 行為の概要

病歴聴取、身体診査所見及び検査所見から脱水の程度を評価し、点滴静脈内注射により脱水の補正を 実施する。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 手術後等の集中管理が必要な患者に対して、身体診査所見、検査所見、水分出納のバランス等から脱水の評価を行い、医師の指示の下、看護師がプロトコールに基づいて点滴の投与量を判断し調整する
- 在宅医療を受けている患者に対して、嚥下障害等により経口摂取が十分でない場合や、嘔吐や下 痢により大量の消化液喪失が疑われる場合等に、医師の指示の下、看護師が点滴の投与量及び開始 の判断をする

3. 現行法令等における位置づけ

○ 医師及び医療関係職と事務職員等との間等で役割が担の推進これて(平成19年12月28付け 医政発第1228001 号

2 役割分担の具体列 (3) 医師と看護師等の医療関係職との役割分担

2 を持分担の現外列 (3) 医師と有調明等のを原義料紙との投資が担 1) 薬剤の投与量の調整 患者の起こりうる病態の変化立応じた医師の事前の指示で基づき、患者の病態の変化立応じた適かな看護を行うことが可能な場合 がある。例えば、在宅等で看護こあたる看護職員が行う、処方された薬剤の定期的、常態的な投与及び管理こへで、患者の病態を観察した上で、事前の指示 に基づきその範囲内で投与量を調整することは医師の事所の下で行う看護こ含まれるものである。 2) 静脈注射 医師又は歯科医師の素地の下で行う看護 職員が行う静脈注射及び、留置針こよるルート確保こへでは、診療の補助の範疇で属するものとして取り扱うことが可能であることを踏まえ、看護職員の積 極好な活用を図り、医師を専門性の高、業務で集中させ、患者中心の効率的な運用で努められたい。なお、薬剤の血管注入こよる身体へ影響は大きいことか ら、「看護師等による静脈注射の実施こついで」(平成14年9月30付け医政発第0930002号)において示しているとおり、医師又は歯科医師の指示で基づい で、看護職員が安全にできるよう、各医療機関においては、看護職員を対象とした研修を実施するとともに、静脈注射の実施等に関して、施設や基準や看護手順の作成・見直しを行い、また個々の看護職員の能力を踏まえた適切な業務が担を行うことが重要である。)

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:5.5% 看護師回答:11.0%

【日本医師会調査】医師回答:5.8% 看護師回答:14.8%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:56.4% 看護師回答:59.7%

【日本医師会調査】医師回答:32.5% 看護師回答:42.0%

5. **試行事業における実施状況** ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施:5課程 臨地実習で実施:3課程

【平成23年度)業務試行事業】3施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:5、7、12、70、114、115

新人看護職員研修: 症状 • 生体機能管理技術①

7. 評価項目 看雙形淺成顆髮修了後、新人研 看襲耐特定の領域ごおけ 臨床研修医が研修中に 朝野海施 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベル 可能なレベシレ 行為の難易度 ろレベル 修を経て実施が可能となる レベンレ 実施する医行為の内容、実施特別につい 複雑な判断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療が針の決定に関 示す容を判断するレベジレ 関わるレベジレ 判断の難易度 為が1対1対応するレジレ わるレベル 特定行為 B2(行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの) 総合評価

行為名:末梢血管静脈ルートの確保と輸液剤の投与

行為番号:134

1. 行為の概要

主に上肢、下肢等で穿刺部位を選択し、経皮的に静脈血管を穿刺し、留置針を留置、点滴ラインを接続後、あらかじめ選択された輸液剤を投与する。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 入院・外来 (緊急時及び緊急時以外の治療場面含む)、在宅医療を受けている患者に対して、輸液、 薬剤の投与等の目的で末梢血管静脈ルートを確保する場合に医師の指示の下、看護師が実施する。
- 麻酔導入期にある手術待機患者に対して、医師の指示の下、術式別プロトコールに基づいて、看 護師が末梢血管静脈ルートを確保し、輸液剤の投与を開始する。
- 外来の救急患者、あるいは入院の急変患者に対して、医師の指示の下、緊急・急変プロトコール に基づいて、看護師が末梢血管静脈ルートを確保し、輸液剤の投与を開始する。
- 入院決定がなされた搬送前の在宅患者に対して、医師の指示の下に看護師が末梢血管静脈ルート を確保し、輸液剤の投与を開始する。

3. 現行法令等における位置づけ

○平成19年12月28付け医政発第1228001号「医師及び医療関係職と事務職員等との間等で役割が担の推進こついて」

- 2 役割分担の具体列 (3) 医師と看護師等の医療関系職との役割分担
- 2) 静脈注射 医師又は歯科医師の素地の下に行う看護職員が行う静脈注射及び、留置針によるルート確果については、診療の補助の範疇に属するものとして 取り扱うことが可能であることを踏まえ、看護職員の積強がお舌用を図り、医師を専門性の高い業務に集中させ、患者中心の効率的な運用に努められたい。 な お、薬剤の血管注入による身体への影響は大きいことから、「看護師等による静脈注射の実施について」(平成14年9月30付け医政発第0930002号)において 示しているとおり、医師又は歯科医師の指示に基づいて、看護職員が安全にできるよう、各医療機関においては、看護職員を対象とした研修を実施するととも に、静脈注射の実施等に関して、施設内基準や看護手順の作成・見直しを行い、また個々の看護職員の能力を踏まえた適切に業務が担充行うことが重要である。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答: 63.8% 看護師回答: 77.1%

【日本医師会調査】医師回答: 76.6% 看護師回答: 86.9%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答: 92.6% 看護師回答: 93.1%

【日本医師会調査】医師回答: 73.9% 看護師回答: 79.5%

5. **試行事業における実施状況** ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施:0課程 臨地実習で実施:2課程

【平成23年度)業務試行事業】1施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:81、86、94~96

新人看護職員研修: 与薬の技術③

7. 評価項目 看襲形 诸成果经修了後、新人研 臨末研修医が研修中に 朝野海施 看襲形特定の領域ごおけ 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベシレ 可能なレベジレ るレベル 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 実施する医行為の内容、実施特別につい 複雑が断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に 治療が針の決定に関 て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 示内容を判断するレジレ 関わるレベシレ 判断の難易度 為が1対1対応するレベシレ わるレベル +一般の医行為C(行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能) 総合評価

行為名:心肺停止患者への気道確保、マスク換気

行為番号:135

1. 行為の概要

心肺停止患者に対し、頭部後屈顎先挙上法もしくは下顎挙上法や、口咽頭エアウェイを挿入して気道を確保し、胸骨圧迫を行うとともに、バッグバルブマスク、蘇生バッグ等を用いて用手的換気を行う。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

○ 急激な状態の悪化により心肺停止患者に対して、看護師が必要に応じて口咽頭エアウェイ等を活用し確実に気道の確保を行い、マンパワー等を考慮して胸骨圧迫の是非を判断及び実施するとともに、マスクによる人工呼吸を行う。

3. 現行法令等における位置づけ

○救急救命士法施行規則

第二十一条 法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置は、重度傷病者(その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が治験が状態にある傷病者をいう。以下次条において同じ。)のうち心肺機能停止状態の患者に対するものであって、次に掲げるものとする。

二 厚生労働大臣の指定する器具による気道確保

○救急救命上法施行規則

第二十一条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する器具(厚生労働省告示)

救急救命上法施行規則(平成三年早生省令第四十四号)第二十一条第三号の規定に基づき、厚生大臣の指定する薬剤を次のとおり定める。 食道界鎖式エアウェイ、ラリンゲアルマスク及び気管内チューブ

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:40.5% 看護師回答:66.0%

【日本医師会調査】医師回答:32.0% 看護師回答:54.5%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:84.4% 看護師回答:86.5%

【日本医師会調査】医師回答:58.6% 看護師回答:62.4%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施:0課程 臨地実習で実施:1課程

【平成23年度)業務試行事業】0施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:105、106、114、115

新人看護職員研修:救命救急処置技術①②③、症状·生体機能管理技術①

7. 評価項目 看實形 淺成顆點修了後、新人研 看襲耐特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝野海施 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベル 可能なレベジレ 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 ろレベル レベンレ 実施する医行為の内容、実施時期につい 複雑が断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療力針の決定に関 示内容を判断するレジレ 関わるレベシレ 判断の難易度 為が1対1対応するレジレ わるレベル 総合評価 一般の医行為C(行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能)

行為名:心肺停止患者への電気的除細動実施

行為番号:136

1. 行為の概要

心電図上で致死的な不整脈を認め、頸動脈の拍動を触知できない患者に対し、電極パドルにペーストを塗布後除細動器のエネルギーレベルを選択し、電極パドルを胸壁にあてて適切なタイミングで放電することにより、心筋に直流電気を通電して正常調律に復帰させる。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

○ 外来や入院等の場面において、急激な状態の悪化により心電図上致死的な不整脈を認め、頸動脈の拍動を触知できない患者に対し、医師の指示の下、看護師が電気的除細動を実施する。

3. 現行法令等における位置づけ

○平成16年7月1付け医政発第0701001号「非医療従事者による自動体外式除睡期器(AED)の使用について」
北京を従事者による11月1付け医政発第0701001号「非医療従事者による自動体外式除睡期器(AED)の使用について対象の理想に見合われた。約1年日がAED も思いることに対し

非医療従事者によるAEDの使用について救命の現場に居合わせた一般市民がAEDを用いることには、一般的に反復継続性が認められず、同条違文にはならないものと考えられること。一方、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待、想定されている者については、平成15年9月12日構造改革特区推進本部の決定として示された、非医療従事者がAEDを用いても医師法違文とならないものとされるための4つの条件、すなわち、①使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること③ 使用者が、AED使用に必要な講習を受けていること④ 使用されるAEDが医療用具として薬事法上の承認を得ていることについては、報告書第2に示す考え方に沿って、報告書第3の通り具体化されたものであり、これによるものとすること。① 医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること ○平成16年3月23付け医政指発第0323027号「救急救命士の気管内チューブによる気道確保の実施に向けた「救急救命処置の範囲等について」の一部改正について」 救急救命処置の範囲(1) 自動体外式除細動器による除納動:心臓機能停止の状態(別紙2〔共通事項〕②参照)の患者に対してのみ行うことが認められる。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:18.9% 看護師回答:20.9% 【日本医師会調査】医師回答:13.0% 看護師回答:16.5%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:81.0% 看護師回答:70.4% 【日本医師会調査】医師回答:56.6% 看護師回答:50.2%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施:2課程 臨地実習で実施:1課程

【 平 成 23 年度)業務試行事業】0 施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:108、114、115

新人看護職員研修:救命救急処置技術①②③、症状·生体管理技術①⑦

7. 評価項目 看襲而淺成課程を修了後、新人研 看襲耐特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝野海施 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベシレ 可能なレベジレ るレベル 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 レベンレ 実施する医行為の内容、実施特別につい 複雑が断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療方針の決定に関 関かるレベジレ 示内容を判断するレジレ 判断の難易度 わるレベル 為が1対1対応するレベシレ 総合評価 一般の医行為C(行為及び判断の難易度ともに看護師一般が実施可能)

行為名:血液透析・CHDF(持続的血液濾過透析)の操作、管理 | 行為番号:137

1. 行為の概要

血液透析を実施している慢性腎不全患者や CHDF を実施している急性腎不全患者の血液検査の結果や 身体診査所見、循環動態等を評価し、透析条件や流量の設定変更等を実施する。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 術後の急性腎不全で CHDF を装着中の、血圧が低下してきた患者に対して、医師の指示の下、血液ポンプの流量を下げて経過を観察する。
- 維持透析中の患者に対して、医師の指示の下、看護師が予定されていた設定に基づき、維持透析 装置を操作し、透析中の経過観察を行い、装置及び患者の状態に問題がないことを確認する。

3. 現行法令等における位置づけ

○臨末工学技士法

- 第二条 この法律で「生命維持管理装置」とは、人の呼吸、循環又は代謝の機能の一部を代替し、又は補助することが目的とされている 装置をいう。
- 2 この法律で「臨末工学技士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨末工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理 装置の操作(生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む。以下同じ。)及び保守 点検を行うことを業とする者をいう。
- 第三七条第一項 臨末工学技士は、保健市助強師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作を行うことを業とすることができる。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:12.1% 看護師回答:17.9%

【日本医師会調査】医師回答:25.3% 看護師回答:37.4%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:62.9% 看護師回答:54.1% 【日本医師会調査】医師回答:31.8% 看護師回答:37.5%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

演習で実施:0課程 臨地実習で実施:0課程

【 平 成 23 年度)業務試行事業】0 施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:70、114、115

新人看護職員研修:症状·生体機能管理技術①

7. 評価項目 看襲而達成課程を修了後、新人研 看襲形特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝野海施 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベル 可能なレベジレ るレベル 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 レベンレ 実施する医行為の内容、実施特別につい 複雑が断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療方針の決定に関 関かるレベジレ 示内容を判断するレジレ 判断の難易度 為が1対1対応するレジレ わるレベル 総合評価 特定行為 B1 (行為の侵襲性が相対的に高く、行為の難易度が高いもの)

行為名:抗癌剤等の皮下漏出時のステロイド薬の選択・局所注射の実施|行為

行為番号:178

1. 行為の概要

抗癌剤、脂肪乳化剤又は抗けいれん剤等の皮膚漏出時に、漏出した薬剤の種類及び漏出量や範囲に応じて、皮膚や皮下組織に対する組織障害を予測し、解毒に適した副腎皮質ステロイド等を選択・判断し、局所注射(皮下注射)を実施する。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

○ 化学療法中に抗癌剤が皮膚漏出した患者に対して、医師の指示の下、看護師が化学療法プロトコールに基づき、身体診査所見及び漏出した薬剤の種類、漏出量又は範囲に応じて、漏出時直後の対処の一環として、解毒に適した副腎皮質ステロイド等の量や濃度を選択・判断し、局所注射(皮下注射)を実施する。

3. 現行法令等における位置づけ

特に位置づけはなされていない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:3.7% 看護師回答:8.2%

【日本医師会調査】医師回答:4.8% 看護師回答:8.8%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:42.3% 看護師回答:43.7%

【日本医師会調査】医師回答:14.4% 看護師回答:15.4%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施:0課程 臨地実習で実施:1課程

【平成23年度)業務試行事業】0施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:74、81、84、92、95、96、113、114

新人看護職員研修:創傷管理技術①、与薬の技術②③

7. 評価項目 看雙形淺成顆點修了後、新人研 看襲形特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝野海施 習得できるレベル 可能なレベッレ 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 ろレベル 修を経て実施が可能となる 行為の難易度 レベンレ 実施する医行為の内容、実施帯期につい 複雑な判断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療が針の決定に関 示す容を判断するレベジレ 関わるレベジレ 判断の難易度 為が1対1対応するレベル わるレベル 総合評価 特定行為 B2 (行為を実施するタイミング等について判断の難易度が高いもの)

行為名: がんの転移、浸潤に伴う苦痛症状のための薬剤の選択と評価 | 行為番号: 186

1. 行為の概要

がんの転移や浸潤を伴う患者に対し、抗がん剤による治療、がん性疼痛に対する鎮痛剤や麻薬の投与、体動制限等により生じる広範な苦痛症状に対し、身体診査所見及び検査所見等から患者の総合的な評価を行い、予め選択された薬剤から最も患者にとって苦痛症状を取り除く薬剤の投与方法・投与のタイミング等を判断し、使用した薬剤の効果について一次的評価を行う。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

○ 在宅療養中又は入院中がん患者において、抗がん剤による嘔気や癌性疼痛に対する麻薬を含めた 疼痛管理、麻薬の副作用による嘔気や便秘、病状に対する不安による不眠等の苦痛症状に対して、 身体診査所見及び検査所見から患者の全人的な評価を行い、医師の指示の下、患者に適した薬剤の 投与法及び投与するタイミングを判断し、投与後は患者の苦痛症状に対する効果を評価する。

3. 現行法令等における位置づけ

特に位置づけはなされていない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:4.6% 看護師回答:10.4%

【日本医師会調査】医師回答:3.5% 看護師回答:8.2%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:47.9% 看護師回答:60.5%

【日本医師会調査】医師回答:17.4% 看護師回答:24.5%

5. **試行事業における実施状況** ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調査試行事業】

演習で実施:1課程 臨地実習で実施:0課程

【平成23年度)業務試行事業】0施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:78~81、92、93、95、96、114、115

新人看護職員研修:症状·生体機能管理技術①

7. 評価項目 臨末研修医が研修中に 朝野游 看雙形淺成顆點修了後、新人研 看襲形特定の領域ごおけ 習得できるレベル 可能なレベッレ 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 行為の難易度 ろレベル 修を経て実施が可能となる レベル \oplus 実施する医行為の内容、実施特期につい 複雑な判断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療方針の決定に関 示内容を判断するレベジレ 関わるレベシレ 判断の難易度 為が1対1対応するレベシレ わるレベル 特定行為 B2 (行為を実施するタイミング等について難易度が高いもの) 総合評価

行為名: 患者・家族・医療従事者教育

行為番号:196

1. 行為の概要

患者の病歴、病態、検査結果、治療方針等から、患者・家族に対して療養生活における注意点等につ いて指導を行う。また、医療従事者に対し、患者の指導方法や、より質の高い医療ケアを提供するた めの教育を行う。

2. 特定行為を実施する上での標準的な場面※対象疾患・患者、指示(判断の難易度)との関係等も記載

- 看護師は、患者の病態や家族構成等の療養生活に関する情報、社会生活に関する情報等を踏まえて、 患者に最も適した方法を選択し指導を行う。
- スタンダードプリコーションの考え方やスタンダードプリコーションに基づく適切な行動等につい て、研修等の機会に看護師及びその他医療従事者に対して看護師が教育を行う。
- 退院後に介護施設等に入所する場合、入所先の介護福祉士に対し療養生活を営む上で必要なケアを指 導するとともに、入所先のクラークや事務職員等に対し患者に有効な行政サービス等に関する情報提供 及び指導を行う。

3. 現行法令等における位置づけ

特に位置づけはなされていない。

4. 看護師の実施状況:調査結果より

◆現在看護師が実施している割合

【研究班調査】医師回答:44.3% 看護師回答:78.8%

【日本医師会調査】医師回答:39.7% 看護師回答:57.7%

◆今後看護師が実施可能とした割合

【研究班調査】医師回答:85.0% 看護師回答:92.1%

【日本医師会調査】医師回答:65.3% 看護師回答:68.3%

5. 試行事業における実施状況 ※養成調査、業務試行事業における当該行為の実施課程・施設数

【 平 成 22 年度) 養成調查試行事業】

臨地実習で実施:9課程 演習で実施:8課程

【平成23年度)業務試行事業】1施設

6. 看護基礎教育・新人看護職員研修における関連項目 ※項目詳細は別添参照

看護基礎教育:8、13、26、29、73、88、114、118、125、126、130

新人看護職員研修:食事援助技術①、創傷管理技術②、感染予防技術①②⑤

7. 評価項目 看雙形 淺成課 经修了後、新人研 看襲耐特定の領域ごおけ 臨末研修医が研修中に 朝野海施 修を経て自律した実施が可能とな る経験及びOJT 等こよる研 習得できるレベシレ 可能なレベジレ 行為の難易度 ろレベル 修を経て実施が可能となる 実施する医行為の内容、実施帯期につい 複雑な判断を要する 複合的な要素を勘案して指 診療内容の決定に て多少の判断は伴うが、指示内容と医行 治療方針の決定に関 示内容を判断するレジレ 関わるレベシレ 判断の難易度 為が1対1対応するレジレ わるレジレ 総合評価 E(医行為に該当しない)

医行為分類における留意点(たたき台)

- 〇 看護業務実態調査における調査項目(203項目)は、調査記入者の負担等を勘案して簡略 な項目となっていることから、検討にあたって「行為の概要」を明確にした上で、
 - 複数の行為群を含む項目については、分割して検討する
 - 行為の範囲が重複する行為群はまとめて検討することとする。
- 「行為の概要」及び「特定行為を実施する上での標準的な場面(以下「標準的な場面」という)」で示される行為の範囲や実施される状況により「技術的な難易度」「判断の難易度」「総合評価」が異なってくるものがあることから、「行為の概要」で明確に行為の範囲を示し、「標準的な場面」で看護師が行為を実施する具体的な状況を示すことが重要である。
- 「試行事業における実施状況」において、養成調査試行事業及び業務試行事業でまったく実施されていない行為については、その行為の難易度や看護師による一般的な実施状況等を踏まえて検討し、現時点での検討材料が十分でなければ更に検討を要するもの(D:更に検討が必要)として整理する。
 - ※検討を行い分類した例

行為番号 127 「手術時の臓器や手術機器の把持及び保持 (気管切開等の小手術助手)

- → 総合評価「C:一般の医行為」に分類
- 「現行法令による位置づけ」において、他職種が「診療の補助として」実施できると整理されている行為については、法令上の整理だけでなく、その行為の難易度や看護師による一般的な実施状況等を踏まえて検討する。
 - ※検討を行い分類した例

行為番号 18「腹部超音波検査の実施」

- → 総合評価「B1:行為の侵襲性が高く、行為の難易度が高いもの」に分類
- 総合評価「E: 医行為に該当しない」と分類される行為については、単に専門的な知識を持たなくても実施される行為のみならず、医師と協働して実施することが前提の行為であるため 医行為とは分類されないが、各々の医療関係職種の高い専門性に基づいて実施すべきものも含まれている。
- 〇 また、看護師が実施する療養上の世話も、総合評価では「E: 医行為に該当しない」に分類 されるが、その実施に際して看護師は治療方針等を踏まえ、医学及び看護の専門知識に基づい て実施すべきである。
- O 能力認証を受けた看護師については、その高い臨床実践能力に基づき患者の状態を総合的かつ継続的に把握・評価する看護師の職能を基盤として、幅広い医行為を含む看護業務を実施すること等が期待されており、今般実施している医行為分類の対象はその期待される業務の一部であり、カリキュラム等を検討する際には医行為以外の行為・業務についても勘案して議論を行うことが重要である。

特定行為について(基本的な考え方)のイメージ(案)

- ●第20回チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ等における主なご意見 2軸の評価基準による分類に関するご意見
 - 〇 「知識」「技能」「態度」からなる能力のうち、「知識」と「技能」の2軸で表現するという方法は 良い。
 - 包括的指示の下に実施する前提であるため、「行為の難易度」がB1レベルであり、「判断の難易度」がB2レベルの領域も特定行為となるのではないか。

評価基準のレベルに関するご意見

- レベルの区切り方は、「線」でなく、B1やB2等の「ゾーン」として考えてはどうか。
- 2軸のうちの「行為の侵襲性」は理解できるが、「指示の包括性」が複雑でわかりにくい。 先に、指示と判断との関係を明確にすべきである。
- 〇 「診療内容の決定に関わるレベル」等の表現が漠然としていてわかりにくい。
- 〇 できるだけ看護教育等における文言を使用して表現すべきでないか。
- 看護界における一般的な用語に置き換えることで、各委員のもつ内的基準のずれが補正 されるのではないか。
- 特定行為ではないかと言われている行為は、現在の看護基礎教育ではできないと考えられているレベルであり、看護界の文言で表現することはできないのでないか。

医行為分類における看護師が行う医行為の範囲について(イメージ)

専門医が実施可能なレベル 臨床研修医が研修中に習得 できるレベル A: 絶対的医行為 シミュレーション教育や 実習等を経て看護師による B1:特定行為 実施が可能となるレベル ・行為・判断の難易度が 共に相対的に高いもの B2:特定行為 看護師が特定の領域にお ける経験及びOJT等による 研修を経て実施が可能とな C: 一般の医行為 るレベル 看護師が養成課程を修了後、 新人研修を経て自律した実 施が可能となるレベル 高度な判断を 診療計画の立 実施する医行為の内容、実施時期につい 複合的な要素を勘案して指示内 要する治療方 容を判断する必要があるレベル *案等*、診療内 て多少の判断は伴うが、指示内容と医行為 針の決定等、 が1対1で対応するレベル 容の決定に関 医師が実施 わり*医師が実* するレベル 施するレベル 判断の難易度

<評価基準(2軸)に関する基本的な考え方について>

- 横軸は「判断の難易度」、縦軸は「技術的な難易度」と考えて難易度を評価する。
- ○「判断の難易度」とは、当該行為を実施するか否か、どの行為を実施するかを判断することについての難易度を示すものとする。
- 〇 「技術的な難易度」とは、当該行為を実施する際の難易度として、行為を実施するにあたっての判断(穿刺や縫合における力加 減や検査結果の評価等)も含む難易度を示すものとする。

※上記の考え方については、医行為分類の検討を重ね、必要があれば適宜見直しを行うものとする。

医行為分類における看護師が行う医行為の範囲(イメージ)に関する基本的な考え方

〇 判断の難易度

(1)実施する医行為の内容、実施時期について多少の判断は伴うが、

指示内容と医行為が1対1で対応するレベル

指示内容、実施時期ともに個別具体的であるもの。

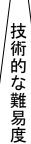
例)A氏にB薬を末梢点滴ルートから△ml/時間で午前■時に投与という指示に 基づき投与

- ・ 指示内容、実施時期について多少の判断を伴うもの。 例)発熱時に複数の薬剤から指示に基づき投与
- (2)複合的な要素を勘案して指示内容を判断する必要があるレベル 例) 尿量、血圧に応じて点滴量・昇圧薬を指示の範囲内で調整
- (3) <u>診療計画の立案等、</u>診療内容の決定に関わり*医師が実施する*レベル 例)手術の可否の決定、薬剤の適応の可否
- (4)複雑な判断を要する治療方針の決定等、*医師が実施する*レベル 例) 術式の決定、治療に係る薬剤の決定

※対象者については、すべて個別具体的に示されている。

〇 *技術的な*難易度

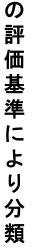
- (1)看護師が養成課程を修了後、新人研修を経て自律した実施が可能となるレベル 例)酸素吸入療法、静脈注射、尿道留置カテーテルの挿入
- (2)看護師が特定の領域における経験及びOJT等による研修を経て実施が可能となるレベル 例)救急外来におけるトリアージ
- (3)シミュレーション教育や実習等を経て看護師による実施が可能となるレベル 例) 褥瘡のデブリードマン、気管挿管、非感染創の縫合
- (4)臨床研修医が研修中に習得できるレベル 例) 腰椎穿刺、局所麻酔(硬膜外・脊髄(も膜下)
- (5)専門医が実施可能なレベル 例)人工心肺の開始、体内植込み式ペースメーカーの挿入



判

 \mathcal{O} 難

易度



カリキュラムについて(たたき台)

<論点(案)>

- 1. カリキュラム修了時にどの程度の水準の能力の獲得を目標とするのか。 例) 医師の指示を受けて特定行為をすぐに自律して実施することが可能 医師の指示及び指導を受けて特定行為を実施することが可能
- 2. 必要な能力を獲得するために必須とすべき科目や実習はどうあるべきか。
- 3. 講義や実習における指導者(教員)の要件についてどう考えるか。
- 4. カリキュラムに必要な単位数(時間数)、修業期間、分野についてどう考えるか。
- 5. 既存の高度・専門的な看護師を養成する課程との関係についてどう考えるか。

チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ カリキュラムに関するこれまでの主な意見

【必要な教育内容について】

- 養成課程においては、医学的な知識を基に正しい臨床判断ができる能力を身につける為に、解剖生理学や病態生理学など、 医学的内容をしっかりと教育することが必要である。
- 〇 8ヶ月課程は限定的な領域における特定行為の修得が想定されているが、2年課程と同様に医学的内容を教育する必要がある。
- 8ヶ月と2年課程の特定看護師、認定看護師及び専門看護師との違いは何か整理する必要がある。

【2年課程、8ヶ月課程について】

- 医療の質を確保しつつ、急性期から慢性期の場面まで幅広く対応することができる人材を養成するためには、2年間で養成することが必要である。
- 〇 高度な専門性を持って患者の命を全人的に守っていくためには、幅広い系統的な教育が必要であり、大学院で教育される 、べきである。
- 〇 2年課程と8ヶ月課程の2種類を設けるのであれば、能力を認証するための試験問題の出題範囲にも差を設ける可能性が あり、課程別、分野別の試験の設定が考えられる。
- 養成課程は最小限の期間で設定し、例えば大学院では2年間でそれを含めた教育を行うということもあり得る。始めから大学院と決めない方が、論議は最小単位にして、8ヶ月のところもあれば、むしろ柔軟性が高まるのではないか。

【専門看護師課程等との関係】

〇 実務経験5年以上で2年間の教育課程は専門看護師の要件と重なる為、大学院の専門看護師コースに特定行為を実施する ための教育を行う講座を設けることが考えられる。

【養成課程修了後の活動について】

- の 能力認証を受けるために必要なカリキュラムの内容については、能力認証された看護師がどのように働き、どのような役割を 担うのか等について、明確にしないと議論できない。
- 2年間の教育修了時に特定の医行為が全て一人前にできるというわけではなく、医行為の基本は養成課程で学ぶとしても、 修了後に臨床で習得して一人前になるのであり、修了時の到達目標はそのレベルとなるのではないか。

能力認証を受けるために必要なカリキュラムの内容(イメージ)案

第17回チーム医療推進のための 看護業務検討WG 参考資料3

能力認証を受けるために必要なカリキュラム

	配が配置と入りのにからなったが、イエノー		
到達目標	カリキュラムの具体的な内容		

等)

察·診断·治療学等)

患者の社会的背景や心理的状況を把握・評 価するために必要な知識及び応用方法を理解 する。

- 〇 疾病管理に必要な知識及び応用方法を理 解する。
- 高い臨床実践に伴って生じ得る倫理的諸問 題の対処方法を理解する。
- 高い臨床実践に必要とされる看護理論を学び、症例検討などを通して、必要な知識及び応用方法を学ぶ。(看護実践論
- 高い臨床実践においてフィジカルアセスメントや臨床推論により患者の身体的状態を把握・評価し、適切に対応するための 基盤となる理論を学ぶ。(病態理論など)
- 生命倫理·看護倫理に関する知識と倫理的思考方法について、実践的な調整及び問題解決手法等を学ぶ。(看護倫理/ 医療倫理等)

○ 医学的基礎知識として、人体の正常な構造と機能及び成長発達とともに病気の成り立ちを学び、検査結果の解釈、健康発 達課題に関するアセスメントや精神社会的アセスメントを含む診断に関する知識を学ぶ。(解剖生理学/病態生理学/診

基礎と なる 知識

基盤と

なる

理論等

○ 高い臨床実践において、患者の訴える症状 や身体所見等から正確な症状の評価や臨床 推論を実践し、正確かつ適切に一次的鑑別診 断を行うことができる。

○ 診断に基づく薬物療法の基本を理解し、高 い臨床実践において個々の患者の状態に合 わせて包括的指示を受けて、薬剤を適切に使 用できる。

○ 患者の身体的状態を正確に把握・評価でき

○ 食事療法や運動療法等を含む、疾病管理に必要となる初期治療及び継続治療に関する知識を幅広く学ぶ。(診察・診断・ 治療学/栄養学等) ○ 疾病管理に必要な臨床薬理学に関する知識(薬物動態等)を正確に学ぶ。(臨床薬理学等)

○ 身体状態を正確に把握・評価するための知識を理解するとともに、問診・視診・触診・打診・聴診の基本的技術、身体所見

特定能力を認証された看護師として自らに求められる役割、コンサルテーションを含む多職種との連携・協働の在り方を理

解するとともに、地域資源や患者が持つ資源のアセスメントを通して、より患者の生活等の個別性を尊重した疾病管理につい

○ 医療安全に関する考え方や姿勢、医療職の責任と法的責任などについて学ぶとともに、事例等を通して医療安全にかかる

て学ぶ。また、医療職として必要な基本的な関係法規のみならず、高い臨床実践にかかる法的整理や保健・医療・福祉サービ

技術

る。

能力

総合的

知識

統合力

演習

臨地

- 臨床推論や疾病の検査・治療を適切に行い 包括的指示を受けて、薬物療法を安全かつ効 果的に実施できる。 〇 患者の急激な病態変化に対して適切に対応
- できる。
- や臨床検査データ等を活用する技術について、シミュレーショントレーニング等により習得する。(フィジカルアセスメント等) ○ 症例検討等を通して 臨床推論や疾病の検査・治療に関する基本的技術を学ぶとともに、薬剤による医療的処置及び管理 の技術として副作用等の発現の状況に関する観察や判断における視点等を学ぶ。(診察・診断・治療技術論等)
- 緊急処置の原則的な知識やその応用について、シミュレーショントレーニングにより具体的な技術とともに習得する。

○ 疾病管理を行う上で、多職種によるチーム 医療の中で十分に能力を発揮できる。

- 高い臨床実践に必要とされる医療安全につ いて理解し、率先して実践できる。
- 〇 疾病の治療と療養生活の質の向上の双方 の視点をもち、疾病管理の実際として看護

に統合できる。

サービスを提供できるよう、高い臨床実践能力

演習や臨地実習を通して、医学的・薬学的な知識を看護実践に活用する方法論について学ぶ。

実践としてリスクコミュニケーションなどの技術を学ぶ。(医療安全学等)

スにおけるサービスの提供システム等について学ぶ。(医療管理学/保健医療福祉システム等)

- 演習では、臨床薬理学の内容及び診察・診断・治療学等の内容をシミュレーションや事例を通してトレーニングを行う。
- 臨地実習では、基礎となる理論等や知識、技術・能力に加え、演習で学んだ技術等を踏まえて、疾患に対する病 態・症候・治療と予後等に関する基本的な知識と技術を習得する。
- 〇 高い臨床実践能力を補強する方法として、医療面接等で患者の訴える症状と身体所見から患者の健康上の問題を把 握するために必要なコミュニケーション能力を習得する内容や、患者のフィジカルアセスメントや問診から得られた 情報を適切に記録する方法等の内容を含むこととする。
- 臨地実習において疾病管理等を実践した症例については、実践した事例の検討を通して疾病管理等の実際について評価・ 考察することにより、実践的な観察能力や判断能力を高める課題研究を行う。 (※但し、論文を作成する能力に主眼を置いた研究については、養成カリキュラムの内容としては含まない。)

実習

	2年間のカリキュラムの例 (高齢者(成人)の慢性疾患を主とした例)		8ヶ月程度のカリキュラムの例 (皮膚・排泄ケアの例)	
カリキュラム修了に より目指す人材と その活躍		● 的確な包括的健康アセスメント能力、クリニカルマネージメント能力、高度な看護実践能力、倫理的意思決定能力及び多職種との協働能力を備え、高齢者(成人)に対してプライマリケアを提供し、地域で活動できる看護師を目指す。 ● 医師の包括的指示のもとに、高齢者(成人)に対して、慢性疾患(糖尿病・高血圧症・慢性閉塞性肺疾患など)の継続的な管理・処置、軽微な初期症状(発熱、下痢、便秘等)の評価や検査、必要な治療処置を行い、医師と連携し、一般病院の外来、訪問看護ステーション、老人保健施設等で活動する。	 ● 皮膚・排泄ケア認定看護師教育課程で履修した基礎知識や技術を基盤とし、さらに高度な創傷管理に関する追加教育を本養成課程で受け、医師の包括的指示のもとに創傷管理の医行為を行う看護師を目指す。 ● 医師の包括的指示のもとに、急性期から亜急性期病院の病棟や創傷に関連する外来等における慢性創傷を有する患者を対象に血液検査や血流検査等の決定および医療機器等を用いた高度なアセスメントを行う。また、デブリードマンや皮膚切開、非感染創の縫合、陰圧閉鎖療法、創傷被覆材や外用薬の決定などの<u>創傷処置を実施</u>する。 	
	リキュラム修了時の 川達目標	① 患者の身体的状態を正確に把握・評価し、患者に対して、適切な対応を実施するための医学的判断ができる。② 高度な臨床実践能力の基盤となる、多職種と協働してチーム医療を実施する能力や倫理的意思決定能力を有し、患者の社会的背景や心理的状況等も正確に把握・評価して、看護の視点に基づいた全人的なアセスメントや臨床推論が実践できる。	① 患者の身体的状態を正確に把握・評価し、患者に対して、 <u>創傷管理を行う上で</u> 適切な対応を実施するための医学的判断ができる。 ② 高度な臨床実践能力の基盤となる、多職種と協働してチーム医療を実践する能力や倫理的意思決定能力を有し、患者の社会的背景や心理的状況等も正確に把握・評価して、 <u>皮膚・排泄ケアの分野において</u> 看護の視点に基づいた全人的なアセスメントや臨床推論が実践できる。	
海翟 · 路址実翟	演習・臨地実習に より習得を目指す もの	● 慢性疾患を持ちながら地域で暮らす高齢者(成人)に対して、 医師と連携しながら自律的に医療的介入も行い、プライマリケ アを提供できる実践力を養う。	● 創傷の重症化を防ぎ、早期に治癒を促進させる高度な創傷管理に 必要な評価や実践能力を身につける。	
	演習・臨地実習における到達目標	 初診又は継続診療中の高齢者(成人)とその家族に対して、包括的健康アセスメントができる。 初診又は継続診療中の高齢者(成人)とその家族に対して、看護的治療マネジメントができる。 地域で生活する高齢者(成人)とその家族の健康レベルに応じた健康増進の支援ができる。 チーム医療における位置づけと役割を理解し、多職種との連携や調整ができる。 倫理観を持って実践を行うことができる。 	 禰瘡や下肢潰瘍の創など様々の創傷を有している患者の問題を 医療機器や検査を用いて、アセスメントできる。 禰瘡や下肢潰瘍の創など様々な創傷を有している患者の重症化を 防ぎ、早期に治癒を促進させる創傷管理技術が実践できる。 禰瘡や下肢潰瘍の創など様々な創傷を有している患者や家族を対 象に相談や教育的指導が行える。 チーム医療における位置づけと創傷管理を行う役割を理解し、他 職種との連携や調整ができる。 倫理観を持って実践を行うことができる。 	

特定能力を認証された看護師、専門看護師、認定看護師の概要(1)

第17回チーム医療推進のための 看護業務検討WG 参考資料4

認宁手譜師

○ 看護系大学院修士課程以上を修了し、その認定 看護分野において高度な看護実践力を有する者

○ 認定看護師、または当該分野に関連する専門看

護師の資格を有しその認定看護分野において高度な

※科目により看護教員以外の場合もある。

	(要件、カリキュラム等は検討中のもの)	界门有護師 	認定有護即
主な 特徴	 ○ 看護師の職能を基盤として、幅広い 医行為(診療の補助)を含めた看護業務を実施することにより、より効率的かつ効果的に看護ケアを提供する。 ○ 系統的な医学的教育・経験による高い臨床実践能力を有する旨を厚生労働大臣が認証する。 ○ 医師の包括的指示を受けて特定行為の実施が可能。 	○ 専門看護分野において、実践者として患者の直接看護だけでなく、看護者等に対する相談者や教育者として等の幅広い視点から、看護チーム内外の調整や研究を行い、看護業務全体の質を向上させる。 ○ 特定の専門看護分野において卓越した看護実践能力を有する者を日本看護協会が認定する。 (※現行法上、実施し得る行為は、看護師一般と同じ。) ○ 一定の安全管理体制の下、医師の具体的指示を受けて特定行為の実施が可能。	 ○ 細分化された分野で、より特化した知識・技術を習得して看護業務を実施するとともに、看護者に対する直接的指導や相談を行い、看護ケアの質を向上させる。 ○ 特定の認定看護分野において、熟練した看護技術と知識を有する者を日本看護協会が認定する。 ○ ※現行法上、実施し得る行為は、看護師一般と同じ。 ○ 一定の安全管理体制の下、医師の具体的指示を受けて特定行為の実施が可能。
養成課程	実務経験5年以上 十 2年間のカリキュラム または 8ヶ月程度のカリキュラム	実務経験5年以上 + 修士課程 ^{※1} (専門看護師教育課程:2年·26単位以上修得 ^{※2}) ※1 修士課程修了のためには、専門看護師教育 課程を含めた計30単位以上の修得が必要 (大学院設置基準第16条) ※2 38単位に移行予定(移行期間10年)	実務経験5年以上 十 研修(6力月·615時間以上)

声眼毛猫饰

教員

認定・

※特定看護師(仮称)養成調査試行事 業では、「医師の教員・指導者」を必要 数確保。

特定能力を認証された看護師

〇看護教員 ※科目により看護教員以外の場合もある。

- 実習指導者 〇 専門看護分野の実務経験を持つ看護職員
- 6ヵ月以上の専門看護分野の実務研修。
- 日本看護協会の実施する各認定看護 分野の認定審査(筆記試験)に合格する。 日本看護協会の実施する各専門看護分野の認定
 - (年1回) ※2012年4月現在 8,993人

教育上の能力を有する者

または

- 認証 〇 厚生労働大臣の実施する試験に合 の 格する。 審査(書類審査、筆記試験)に合格する。 要件 (年1回)
 - ※2012年4月現在 795人

特定能力を認証された看護師、専門看護師、認定看護師の概要(2) (カリキュラム)

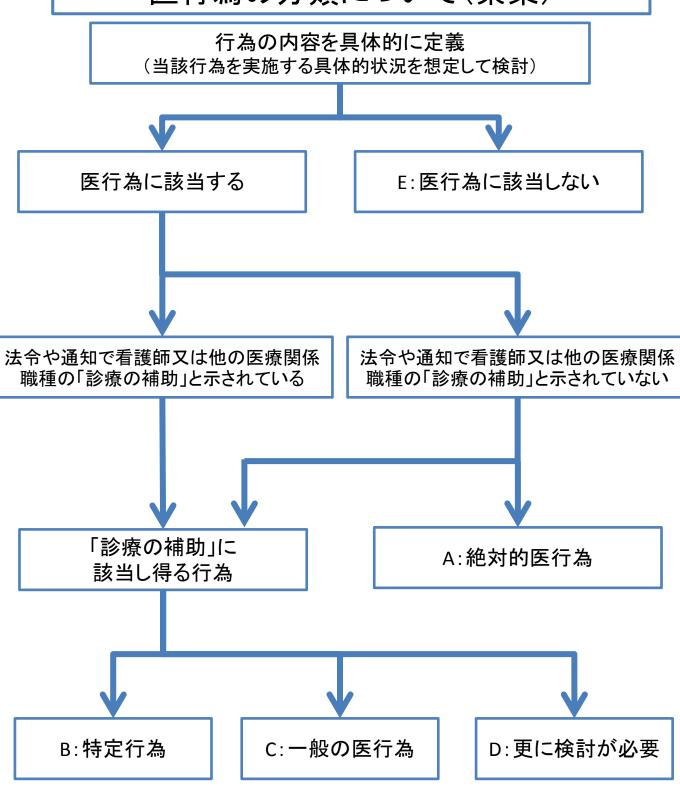
能力認証を受けるために 必要なカリキュラムの枠組み	特定能力を認証された 看護師 (カリキュラムは検討中のもの)	専門看護師	認定看護師
基盤となる理論等	看護実践論 看護理論 病態理論 医療倫理	以下の①~⑦から選択(8単位) ①看護教育論 ②看護管理論 ③看護理論 ④看護研究 ⑤コンサルテーション論 ⑥看護倫理 ⑦看護政策論 (※総合的知識・統合力と同一科目)	【必須共通科目】 看護倫理(15時間) 【選択共通科目】 対人関係(15時間)
基礎となる知識	解剖生理学 病態生理学 診察·診断·治療学 栄養学 臨床薬理学	全分野共通の必須科目なし (分野ごとに科目を設定)	【選択共通科目】 臨床薬理学(15時間) (その他は分野ごとに科目を設定)
技術・能力	フィジカルアセスメント 診察・診断・治療技術論	全分野共通の必須科目なし (分野ごとに科目を設定)	全分野共通の必須科目なし (分野ごとに科目を設定)
総合的知識•統合力	医療管理学 保健医療福祉システム 医療安全学	以下の①~⑦から選択(8単位) ①看護教育論 ②看護管理論 ③看護理論 ④看護研究 ⑤コンサルテーション論 ⑥看護倫理 ⑦看護政策論 (※基礎となる理論等と同一科目)	看護管理(15時間) リーダーシップ(15時間) 文献検索・文献講読(15時間) 情報管理(15時間) 指導(15時間) 相談(15時間) 医療安全管理(15時間・選択)
演習∙臨地実習	※ 演習・臨地実習を通して、疾患に対する病態・症候・治療と予後等に関する医学的・薬学的知識を看護実践に活用する。	6単位 ※ 実習は単に実践するだけでなく、スー パービジョンや事例検討、討議セミナーな ど多様な方法を取り入れて実施する。	200時間以上

[※] 専門看護師・認定看護師(関係団体等による専門的な能力を備えた看護師の認定制度)の認定を受けた看護師が特定能力認証を受けるための要件について、医療安全の確保の観点からその知識・技能の水準を勘案しつつ、引き続き具体的な検討を進める。

参考資料

第20回チーム医療推進のための 看護業務検討WG(資料2-2)

医行為の分類について(素案)



※ 医療技術の進展や教育環境の変化等に伴い、看護師の能力や専門性の程度、患者・家族・医療関係者のニーズ等も変化することを念頭に置き、今後も、医療現場の動向の把握に努めるとともに、看護師が実施できる業務の内容等について、適時検討を行う。

医行為の分類について(素案)

1. 検討の進め方

看護業務実態調査等によって明らかとなった看護師が現在実施している様々な行為について、「診療の補助」に該当するか、該当する場合に「特定行為」に該当するか、これまでに看護業務検討WGで議論された特定行為に関する基本的考え方を踏まえ、調査結果等を参考に検討を行う。

なお、医療技術の進展や教育環境の変化等に伴い、看護師の能力や専門性の程度、 患者・家族・医療関係者のニーズ等も変化することを念頭に置き、今後も、医療現場の 動向の把握に努めるとともに、看護師が実施できる業務の内容等について、適時検討 を行う。

2. 検討の対象とする行為

- (1) 看護業務実態調査における調査項目(203項目)
- (2) 特定看護師(仮称)養成調査試行事業及び特定看護師(仮称)業務試行事業 において実施されている行為
- (3) その他必要と認められる項目

3. 分類方法

以下の手順により、別紙を用いて各項目の検討を行う。

(1) 行為の定義

検討に当たっては、それぞれの行為の具体的内容を明確化するために、看護業務実態調査の調査項目等について、医師の指示形態や当該行為の実施が想定される場面等を含めて明らかにする。当該行為の定義については、一定の教育・訓練を受けた看護師が実施することが想定される標準的な状況を前提に行う。また、定義を行た行為について「医行為」に該当するか検討を行う。

(2) 現行法令における位置づけの確認:

保助看法や他の医療関係職種に関する法令により「診療の補助」に該当することが 具体的に明示されていないか、また、他の職種の業務独占行為として明示されて いないか確認を行う。

(3) 特定行為の分類

上記①、②により、「診療の補助」に該当する可能性のあるとされた項目について、 看護師の実施可能性について評価を行う。 評価を行うに当たっては、患者の病態や 状態、実施者の条件、環境要因が標準的な場合を想定し、それぞれの行為について は「行為の難易度」と「判断の難易度」の2軸による評価を行うことを基本とする。

4. 総合評価

行為の分類については、以下の5段階で行う。

- A. 絶対的医行為
- B. 特定行為
- C. 一般の医行為
- D. 更に検討が必要
- E. 医行為に該当しない

第20回チーム医療推進のための看護業務 検討ワーキンググループ 資料1-2

その他医療関係職種の業務等に関する法律による規定

<診療放射線技師>

診療放射線技師法 (昭和26年法律第226号)

第二条第二項 この法律で「診療放射線技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対し

て照射(撮影を含み、照射機器又は放射性同位元素(その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む。)を

人体内にそう入して行なうものを除く。以下同じ。)することを業とする者をいう。

第二十四条 医師、歯科医師又は診療放射線技師でなければ、第二条第二項に規定する業をしてはならない。

第二十四条の二 診療放射線技師は、第二条第二項に規定する業務のほか、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十

一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、<u>診療の補助として</u>、磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置であって政令で定めるものを用いた検査(医師又は歯科医師の指示の下に行うものに限る。)を行うことを業と

することができる。

第二十六条一項 診療放射線技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けなければ、放射線を人体に対して照射してはならない。

第二項 診療放射線技師は、病院又は診療所以外の場所においてその業務を行つてはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限り

でない。

一 医師又は歯科医師が診察した患者について、その医師又は歯科医師の指示を受け、出張して百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエツクス線を照射する場合

二 多数の者の健康診断を一時に行う場合において、医師又は歯科医師の立会いの下に百万電子ボルト未満のエネルギーを有するエックス線を照射するとき。

診療放射線技師法施行令(昭和28年政令第385号)

第十七条 法第二十四条の二の政令で定める装置は、次に掲げる装置とする。

- 一 磁気共鳴画像診断装置
- 二 超音波診断装置
- 三 眼底写真撮影装置(散瞳薬を投与した者の眼底を撮影するためのものを除く。)

<臨床検査技師>

臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)

- 第二条 この法律で「臨床検査技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいう。
- 第二十条の二 臨床検査技師は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、<u>診療の補助として</u>採血(医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。)及び第二条の厚生労働省令で 定める生理学的検査を行うことを業とすることができる。

臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)

- 第一条 臨床検査技師等に関する法律(以下、「法」という。)第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。
 - ー 心電図検査(体表誘導によるものに限る。)
 - 二 心音図検査
 - 三 脳波検査(頭皮誘導によるものに限る。)
 - 四 筋電図検査(針電極による場合のせん刺を除く。)
 - 五 基礎代謝検査
 - 六 呼吸機能検査(マウスピース及びノーズクリップ以外の装着器具によるものを除く。)
 - 七 脈波検査
 - 八 熱画像検査
 - 九 眼振電図検査(冷水若しくは温水、電気又は圧迫による刺激を加えて行うものを除く。)
 - 十 重心動揺計検査
 - 十一 超音波検査
 - 十二 磁気共鳴画像検査
 - 十三 眼底写真検査(散瞳薬を投与して行うものを除く。)
 - 十四 毛細血管抵抗検査
 - 十五 経皮的血液ガス分圧検査
 - 十六 聴力検査(気導により行われる定性的な検査であつて次に掲げる周波数及び聴力レベルによるものを除いたものに限る。)
 - イ 周波数千ヘルツ及び聴力レベル三十デシベルのもの
 - ロ 周波数四千ヘルツ及び聴力レベルニ十五デシベルのもの
 - ハ 周波数四千ヘルツ及び聴力レベル三十デシベルのもの

ニ 周波数四千ヘルツ及び聴力レベル四十デシベルのもの

<理学療法士及び作業療法士>

理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)

第二条第一項 この法律で「理学療法」とは、身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その 他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マツサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。

第二項 この法律で「作業療法」とは、身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせることをいう。

第三項 この法律で「理学療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法 を行なうことを業とする者をいう。

第四項 この法律で「作業療法士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法 を行なうことを業とする者をいう。

第十五条 理学療法士又は作業療法士は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十一条第一項及び第三十二条の 規定にかかわらず、診療の補助として理学療法又は作業療法を行なうことを業とすることができる。

く視能訓練士>

視能訓練士法(昭和46年法律第64号)

第二条 この法律で「視能訓練士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行なうことを業とする者をいう。

第十七条第一項 視能訓練士は、第二条に規定する業務のほか、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、眼科に係る検査(人体に影響を及ぼす程度が高い検査として厚生労働省令で定めるものを除く。次項において「眼科検査」という。)を行うことを業とすることができる。

第二項 視能訓練士は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、<u>診療の補助として</u>両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査並びに眼科検査を行うことを業とすることができる。

第十八条 視能訓練士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める矯正訓練又は検査を行つてはならない。 視能訓練士法施行規則(昭和46年厚生省令第28号) 第十四条の二

第十五条

法第十七条第一項の厚生労働省令で定める検査は、涙道通水通色素検査(色素を点眼するものを除く。)とする。 法第十八条の厚生労働省令で定める矯正訓練又は検査は次のとおりとする。

矯正訓練

抑制除去訓練法

異常対応矯正法

眩惑刺激法

残像法

検査

散瞳薬の使用

眼底写真撮影検査

網膜電図検査

眼球雷図検査

眼振雷図検査

視覚誘発脳波検査

く言語聴覚士>

言語聴覚士法(平成9年法律第132号)

第二条

この法律で「言語聴覚士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者という。

第四十二条

言語聴覚士は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、<u>診療の補助として</u>、医師又は歯科医師の指示の下に、嚥下訓練、人工内耳の調整その他厚生労働省令で定める行為を行うことを業とすることができる。

言語聴覚士法施行規則(平成10年厚生省令第74号)

第二十二条 法律第四十二条第一項の厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。

- ー 機器を用いる聴力検査(気導により行われる定性的な検査で次に掲げる周波数及び聴力レベルによるものを除く。)
 - イ 周波数千ヘルツ及び聴力レベル三十デシベルのもの
 - ロ 周波数四千ヘルツ及び聴力レベルニ十五デシベルのもの

- ハ 周波数四千ヘルツ及び聴力レベル三十デシベルのもの
- ニ 周波数四千ヘルツ及び聴力レベル四十デシベルのもの
- 二 聴性脳幹反応検査
- 三 音声機能に係る検査及び訓練(他動運動若しくは抵抗運動を伴うもの又は薬剤若しくは器具を使用するものに限る。)
- 四言語機能に係る検査及び訓練(他動運動若しくは抵抗運動を伴うもの又は薬剤若しくは器具を使用するものに限る。)
- 五 耳型の採型
- 六 補聴器装用訓練

<臨床工学技士>

臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)

- 第二条第一項 この法律で「生命維持管理装置」とは、人の呼吸、循環又は代謝の機能の一部を代替し、又は補助することが目的とされて いる装置をいう。
 - 第二項 この法律で「臨床工学技士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作(生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であつて政令で定めるものを含む。 以下、同じ。)及び保守点検を行うことを業とする者をいう。
- 第三十七条第一項 臨床工学技士は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかか わらず、診療の補助として生命維持管理装置の操作を行うことを業とすることができる。
- 第三十八条 臨床工学技士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める生命維持管理装置の操作を行つてはならない。

臨床工学技士法施行令(昭和63年政令第21号)

- 第一条 臨床工学技士法(以下、「法」という。)第二条第二項の政令で定める生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体 からの除去は、次のとおりとする。
 - ー 人工呼吸装置のマウスピース、鼻カニューレその他の先端部の身体への接続又は身体からの除去(気管への接続、又は気管からの除去にあつては、あらかじめ接続用に形成された気管の部分への接続又は当該部分からの除去に限る。)
 - 二 血液浄化装置の穿刺針その他の先端部のシャントへの接続又はシャントからの除去
 - 三 生命維持管理装置の導出電極の皮膚への接続又は皮膚からの除去

臨床工学技師法施行規則(昭和63年厚生省令第19号)

第三十二条 法第三十八条の厚生労働省令で定める生命維持管理装置の操作は、次のとおりとする。

- ー 身体への血液、気体又は薬剤の注入
- 二 身体からの血液又は気体の抜き取り(採血を含む。)
- 三 身体への電気的刺激の負荷

く義肢装具士>

義肢装具士法(昭和62年法律第61号)

第二条第一項 この法律で「義肢」とは、上肢又は下肢の全部又は一部に欠損のある者に装着して、その欠損を補てんし、又はその欠損 により失われた機能を代替するための器具器械をいう。

第二項 この法律で「装具」とは、上肢若しくは下肢の全部若しくは一部又は体幹の機能に障害のある者に装着して、当該機能を 回復させ、若しくはその低下を抑制し、又は当該機能を補完するための器具器械をいう。

第三項 この法律で「義肢装具士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合(以下「義肢装具の製作適合等」という。)を行うことを業とする者をいう。

第三十七条第一項 義肢装具士は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、<u>診療の補助として</u>義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合を行うことを業とすることができる。

第三十八条 義肢装具士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及 び装具の身体への適合を行つてはならない。

義肢装具士法施行規則(昭和63年)

第三十二条 法第三十八条の厚生労働省令で定める義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の身体への適合は、次のとおりとする。

- ー 手術直後の患部の採型及び当該患部への適合
- ニ ギプスで固定されている患部の採型及び当該患部への適合

<救急救命士>

救急救命士法(平成3年法律第36号)

第二条第一項 この法律で「救急救命処置」とは、その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者(以下この項及び第四十四条第二項において「重度傷病者」という。)が病院又は診療所に搬送されるまでの間に、当該重度傷

病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なものをいう。

第二項 この法律で「救急救命士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救 命処置を行うことを業とする者をいう。

第四十三条第一項 救急救命士は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として救急救命処置を行うことを業とすることができる。

第四十四条第一項 救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める救急救命処置を行ってはならない。

第二項 救急救命士は、救急用自動車その他の重度傷病者を搬送するためのものであって厚生労働省令で定めるもの(以下この項及び第五十三条第二号において「救急用自動車等」という。)以外の場所においてその業務を行ってはならない。ただし、病院又は診療所への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合は、この限りでない。

救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)

第二十一条 法第四十四条第一項の厚生労働省令で定める救急救命処置は、重度傷病者(その症状が著しく悪化するおそれがあり、又 はその生命が危険な状態にある傷病者をいう。以下次条において同じ。)のうち、心肺機能停止状態の患者に対するもので あって、次に掲げるものとする。

- ー 厚生労働大臣の指定する薬剤を用いた静脈路確保のための輸液
- ニ 厚生労働大臣の指定する器具による気道確保
- 三 厚生労働大臣の指定する薬剤の投与

救急救命士法施行規則第二十一条第一号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤(厚生労働省告示)

救急救命士法施行規則(平成三年厚生省令第四十四号)第二十一条第二号の規定に基づき、厚生大臣の指定する薬剤を次のとおり定める。 乳酸リンゲル液

救急救命士法施行規則第二十一条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する器具(厚生労働省告示)

救急救命士法施行規則(平成三年厚生省令第四十四号)第二十一条第三号の規定に基づき、厚生大臣の指定する器具を次のとおり定める。 食道閉鎖式エアウエイ、ラリンゲアルマスク及び気管内チューブ

救急救命士法施行規則第二十一条第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する薬剤(厚生労働省告示)

救急救命士法施行規則(平成三年厚生省令第四十四号)第二十一条第三号の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する薬剤を次のように定め、 平成十八年四月一日から適用する。

エピネフリン

<歯科衛生士>

歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)

第二条第一項 この法律において「は

この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師(歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。)の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする女子をいう。

一 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によつて除去すること。

二 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。

第二項 歯科衛生士は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることができる。

第三項 歯科衛生士は、前二項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる。

第十三条 歯科衛生士でなければ、第二条第一項に規定する業をしてはならない。但し、歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号) の規定に基づいてなす場合は、この限りでない。

第十三条の二 歯科衛生士は、歯科診療の補助をなすに当つては、主治の歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、 医薬品を授与し、又は医薬品について指示をなし、その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある 行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をすることは、さしつかえない。

第十三条の三 歯科衛生士は、歯科保健指導をなすに当たつて主治の歯科医師又は医師があるときは、その指示を受けなければならない。

<歯科技工士>

歯科技工士法(昭和30年法律第168号)

第二条第一項 この法律において、「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てん物、充てん物又は矯正装置を作成し、 修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師(歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ。)がその診療 中の患者のために自ら行う行為を除く。

第二項 この法律において、「歯科技工士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科技工を業とする者をいう。

第十八条 歯科医師又は歯科技工士は、厚生労働省令で定める事項を記載した歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工 を行つてはならない。ただし、病院又は診療所内の場所において、かつ、患者の治療を担当する歯科医師の直接の指示に 基づいて行う場合は、この限りでない。

<薬剤師>

薬剤師法(昭和35年法律第145号)

第一条 薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国 民の健康な生活を確保するものとする。

第十九条 薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、医師若しくは歯科医師が次に掲げる場合におい て自己の処方せんにより自ら調剤するとき、又は獣医師が自己の処方せんにより自ら調剤するときは、この限りでない。

ー 患者又は現にその看護に当たつている者が特にその医師又は歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する旨を申し出 た場合

二 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第二十二条各号の場合又は歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第二十一 条各号の場合

第二十三条第一項 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。

第二項 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を 除くほか、これを変更して調剤してはならない。

第二十四条 薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせて、 その疑わしい点を確かめた後でなければ、これによつて調剤してはならない。